

令和 7 年第 2 回定例会

西川町議会議録

令和 7 年 6 月 6 日 開会

令和 7 年 6 月 13 日 閉会

西川町議会

令和7年第2回西川町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月6日)

○議事日程	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○議会諸報告	4
○行政報告	5
○議案の上程	10
○提案理由の説明	11
○散会の宣告	13

第 2 号 (6月9日)

○議事日程	15
○出席議員	16
○欠席議員	16
○説明のため出席した者	16
○事務局職員出席者	16
○開議の宣告	17
○一般質問	17
佐 藤 大 議員	17
佐 藤 仁 議員	32
飯 野 幹 夫 議員	42
佐 藤 光 康 議員	55

佐 藤 耕 二 議員	7 2
○散会の宣告	8 3

第 3 号 (6月13日)

○議事日程	8 5
○出席議員	8 6
○欠席議員	8 6
○説明のため出席した者	8 6
○事務局職員出席者	8 6
○開議の宣告	8 7
○報告第3号	8 7
○報告第4号	8 8
○報告第5号	9 0
○報告第6号	9 1
○議案の審議・採決	9 2
○議員派遣について	1 0 8
○閉会中の継続調査申出	1 0 9
○閉議・閉会の宣告	1 0 9
○署名議員	1 1 1

令和7年6月6日

令和7年第2回西川町議会定例会

議事日程（第1号）

令和7年6月6日（金）午前9時30分開会・開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議会諸報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 議案の上程

議第35号 令和7年度6災2506号町道太郎若山線道路災害復旧工事請負契約の締結について

議第36号 財産（路線バス車両）の購入について

議第37号 財産（スクールバス車両）の購入について

議第38号 財産（災害時備蓄品運搬車両）の購入について

議第39号 西川町文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について

議第40号 令和7年度西川町一般会計補正予算（第1号）

日程第 6 提案理由の説明

出席議員（8名）

1番	佐 藤 大	議員	2番	飯 野 幹 夫	議員
4番	荒 木 俊 夫	議員	5番	佐 藤 仁	議員
6番	佐 藤 光 康	議員	7番	大 泉 奈 美	議員
8番	佐 藤 耕 二	議員	10番	菅 野 邦 比 克	議員

欠席議員（1名）

9番 古 澤 俊 一 議員

説明のため出席した者

町 長	菅 野 大 志 君	副 町 長	内 藤 翔 吾 君
教 育 長	前 田 雅 孝 君	総 務 課 長	荒 木 真 也 君
企画財政課長 兼 つなぐ課長	松 田 淳一郎 君	町民税務課長	吉 見 政 俊 君
健康福祉課長	石 川 朋 弘 君	みどり共創課長 兼 農委事務局長	渡 邊 永 悠 君
觀 光 課 長 兼 かせぐ課長	柴 田 知 弘 君	建設水道課長	大 泉 健 君
病 院 長	武 田 隆 君	病 院 事 務 長	土 田 里 香 君
まなぶ課長	設 楽 友 弘 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	松 田 一 弘 君
監 査 委 員	古 澤 美 代 子 君		

事務局職員出席者

議会事務局長 工 藤 誠 君 専 員 門 事 務 長 飯 野 勇 君

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○菅野議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、これより令和7年西川町議会第2回定例会を開会します。

なお、9番、古澤俊一議員から、会議規則第2条の規定により欠席届が提出され、本日の会議は欠席となります。

◎開議の宣告

○菅野議長 これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○菅野議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、8番、佐藤耕二議員、1番、佐藤大議員を指名します。

◎会期の決定

○菅野議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期について、議会運営委員会の協議結果に基づき、本日から6月13日までの8日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認め、よって、本定例会の会期は本日から6月13日までの8日間と決定しました。

◎議会諸報告

○菅野議長 日程第3、議会諸報告を行います。

議長報告を行います。

議会諸般の報告をいたします。

5月14日、村山地方町村議会議長会の定例総会が河北町で開催されました。総会では、令和6年度事業及び決算が報告され、令和7年度の事業計画及び予算が決定されました。地方議会が持つ立法機能、行政監督機能、さらには財政機能を有効に活用し、執行機関との協調を図り、村山地方7町議会が緊密に相互連携し、住民に信頼され、存在感のある議会運営を図り、地域振興に寄与することが決定されました。

5月27日には、全国町村議会議長・副議長研修が東京国際フォーラムで開催され、私と佐藤耕二副議長が出席しました。

研修会では、3名の方からご講演をいただきました。内閣府政策統括官の高橋謙司氏からは、「広域災害対応を含めた自治体の災害対応能力を強化する不可欠な防災DX」、明治大学の名誉教授の青山俊氏からは、「平成からの災害に学ぶ復旧・復興まちづくりの課題」、同志社大学名誉教授の新川達郎氏からは、「災害と議会・議員の役割」と題してのご講演があり、これから町村議会の活動や議員活動について考える有意義な研修がありました。

5月28日には、置賜地方議長協議会と合同で、内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局参事官補佐の服部大樹氏から、地方創生2.0と新しい地方経済、生活環境創生交付金について講義を受けました。

5月29日には、西村山地方議長協議会定期総会が朝日町で開催されました。令和6年度の事業報告及び決算並びに令和7年度の事業計画及び予算が承認されました。また、役員について改選が行われました。

基本方針として、西村山地方1市4町町議会相互の情報交換及び連絡、協調を図り、議会制度に関する調査研究、行政に関する調査研究と提言などを行い、地方自治の振興、発展を図っていくことが決定されました。

6月2日には、山形県町村議会議長会の臨時総会が白鷹町で開催されました。総会では、令和6年度決算が報告、承認され、また、任期満了に伴う会長及び副会長の承認が行われました。各地方町村議会議長会から提出された国及び山形県への要望事項を確認し、その実現に向けた実行運動方法などが決定されました。

以上、議長報告といたします。

◎行政報告

○菅野議長　日程第4、町長からの行政報告の申出がありますので、これを許します。

菅野町長。

○菅野町長　皆様、おはようございます。

本日、令和7年第2回定例会を招集いたしましたところ、皆様のご出席をいただきまして、ありがとうございます。

初めに、第1回3月定例会の一般質問及び特別委員会において議員の皆様からいただきました宿題などについて、現時点のご報告をいたします。

まず、大泉奈美議員からは、町民体育館分館のトイレが使えないのではないかというご指摘がいただきました。通告がなかったものですから、議会開催後に調べましたので、ご報告をいたします。

現在、町民体育館分館は、睦合、岩根沢、水沢、川土居、小山の5つでございます。まず、トイレが使えなかつたのは、こちらで調べたところ、川土居分館のみでございました。川土居分館のトイレは、男女とも和式で水漏れがあるため、トイレは使用禁止としております。代替のトイレとして、歴史文化資料館のトイレや消防団屯所のトイレをご利用しております。今後につきましては、洋式化も踏まえて、分館施設がまず避難所に指定されているのかという切り口、もう一つは、修繕や改修に対する国の交付金が絵や説明がつくようなトイレ改修なのかどうか、3つ目としては、頻度を踏まえた優先順位、この3点から、洋式化や修繕の対応を考えていきたいと考えております。

続いて、佐藤仁議員から、2つ課題をいただいております。

1つは、町立病院の病床数の削減理由や削減した病床においてのメリット、今後の運営などでございます。

令和7年3月に改定しました町立病院経営強化プランでは、令和7年3月をめどに病床数を現在の43から28へと減らし、これまで9床あった地域包括ケア病床を現状に即した5床といたしますと明記しております。現在の病院に合った病床数として検討した結果、病室設置の医療機器の感染対策、また、4人部屋としている居住空間を十分に確保し、快適に過ごせる病室の提供、また、看護師が安全に看護できるためのスペースの確保、そして、最近多いと聞いておりますが、個室を希望する患者様、そういった方が増えてきました。こういった事情から、一室当たりの病床数を、3床2室、2床が4室、1床14室、1床14室でございます、合計28床で稼働していくことを決めたところでございます。

また、ただの個室ということではなくて、特別療養環境室を3部屋から6部屋に増やしております。病室の差額は、1,100円の加算収益を得ることができます。病床数の削減と特別療養環境室の追加に伴う厚生労働省や村山保健所への届出は、3月の条例改正を経て既に完了しております。病床数削減は、患者様にとって、病院職員にとってもプラスの結果になると考え、条例施行日となる今年4月から28床で稼働しております。状況を今後も見極めたいと思っております。

2つ目は、コーポ睦合の修繕についてでございます。

こちらは一般質問でいただいたおりますので、その際にスケジュールなどご報告をさせていただきたいと思っております。

続きまして、荒木俊夫議員から、特別予算において、委員会において、町営住宅の建設計画について具体化などの宿題をいただきました。

こちらは、住宅の確保が必要な若者や子育て世代なのか、また、高齢者も自立して安心して暮らせるような住宅整備、どちらが優先なのか、今も見極めているところでございます。早ければ来週中には、まずニーズを把握することが重要と考え、タブレットにおいてアンケートを実施してまいります。住宅の形態や戸数、建設場所、先日も申し上げた建設場所ではございますけれども、決定しまして、進めていきたいと考えております。

以上、今年3月の定例会でいただいた宿題についてご報告申し上げます。

次に、令和6年の各会計の収支見込みについて申し上げます。

各会計の収支残高は、お配りしました決算見込額の表のとおりでございます。

一般会計の収支残高は約5億4,097万円でございますが、このうち令和7年度に繰越明許費の財源として2,540万円、事故繰越の財源として839万円の繰越しを除く実質収支は5億718万円ほどに見込まれます。地方自治法第233条の2及び地方財政法第7条の規定による剩

余金の処分として財政調整基金に3億円の積立処分を行い、残り約2億718万円は令和7年度に繰り越す予定でございます。

なお、令和6年度末の財政調整基金と減債基金、こちらは町の貯金に当たる基金でございます。こちらは、財政調整基金12億7,800万円、財政調整基金9億3,500万円ほどと確保しております。

次に、令和6年度町税関係の收支見込みについて申し上げます。

令和6年度の現年度普通税調定額は7億429万3,450円、収入済額は6億9,503万3,288円、収納率は98.69%と、前年度の収納費と比較して0.41ポイントを下回る見込みですが、依然高い収納率を維持しております。また、国民健康保険税の現年度調定額は6,337万3,500円、収納済額6,202万2,120円、収納率97.87%、前年度と比較しても0.23ポイント減でございます。後期高齢者医療保険料は、収納率は99.96%と、ほとんど納めていただいております。

令和6年度の普通会計の収納率は、僅かに前年比で下回りましたが、物価高騰や厳しい経済環境の中、いずれの税目でも高い収納率を得ることができました。これは、ひとえに町民の皆様や事業者の皆様、関係者の皆様の納税に関する特別なご理解とご協力をいただいた賜物であり、深く感謝を申し上げます。

次に、令和6年度西川町水道会計の決算見込み状況について申し上げます。

水道事業収益は、税抜きで1億9,876万2,956円、うち給水収益は1億1,588万2,349円と、対前年比0.9%の減となりました。水道費用は、税抜きで2億311万7,151円、対前年度比4.3%増となり、純損失として435万4,195円を計上することになってしまいました。資本的収入は、県補助金などにより、合わせて7,293万7,100円でございます。資本的支出は、合計1億2,438万6,789円でございます。

次に、令和6年度西川町公共下水道会計の決算見込みについて申し上げます。

公共下水道事業会計、農業集落排水事業会計は、総務省自治財政局通知より、従来の特別会計から、複式簿記や発生主義の原則とする公営企業会計方式に令和6年から移行をいたしました。

下水道事業収益は、税抜きで1億7,319万2,716円、うち下水道使用料としては4,338万1,503円となりました。下水道事業費用のほうは、税抜きで1億6,483万9,058円で、当期純利益としまして835万3,658円を維持いたしました。

次に、令和6年度農業集落排水事業会計の決算見込みを申し上げます。

この収益は、税抜きで2,430万3,273円、うち使用料としては423万8,118円となりました。

この費用は、税抜きで2,367万5,570円で、当期純利益として62万7,703円を計上したところでございます。

次に、令和6年度西川町立病院の経営状況を申し上げます。

令和5年度に策定した町立病院経営強化プランをより具体的で分かりやすい表現に直すために、病院改革評価委員の皆様からご意見をいただき、令和7年3月にプランの改定を行いました。

令和6年度の患者数は、入院患者数が6,999人で、前年比1,989人の増でございます。入院患者様が増加したということでございます。また、外来患者数が2万9,031人と、これも前年比89人の増となりました。病床利用率は44.6%でございまして、これも前年比から10%増となりました。

病院事業会計の決算見込みについて申し上げます。

収益は、医業収益が前年度比15.8%増、医業外収益が前年度比16.7%増、収益合計が7億3,687万1,479円と、前年度比1億288万1,284円、これは16%の増となりました。利用いただき、また、病院関係者に感謝を申し上げます。

一方で、費用でございます。医業費用が5.0%の増、医業外費用が1.6%の増、費用が7億7,832万3,283円でございます。前年度比3,645万103円、4.9%増でございます。当期純損失としては、4,145万1,804円を見込むところでございます。

続いて、第54回西川町壮年親善ソフトボール大会について申し上げます。

本大会は、5月18日に町民グラウンドで開催し、30歳から71歳までの約80人に参加を得て、白熱した試合が繰り広げられました。私も吉川のチームとして参加させていただきました。今大会の優勝チームは、K-1、海味地区でございます。連覇を達成されました。誠におめでとうございます。また、第2位には、同じく海味の海援三太郎さんが入賞されました。この2チームは、8月24日に同じく町民グラウンドで開催されます西村山大会への出場権を獲得されました。両チームにはご活躍を期待しております。町民の皆様には、町の代表として出場される両チームに温かいご支援を、ご声援をお願いいたします。

次に、5月30日に開館し、5月31日から営業を開始したプレジャーレジデンス拠点についてございます。名称は、にしかわ悠々館と申します。

この施設は、水沢地区の皆様との対話やご要望をいただきまして、地区への新しい飲食店や地区のミニディイ拠点などの機能を持つものでございます。また、飲食店として、日中はおそば屋さん、夜は居酒屋を経営されるほか、シングル3、ツイン1のホテル、29席のコワー

キングスペースが一体的に併設をされております。関係人口や観察にいらっしゃった方々が西川に1日でも長く滞在していただきたいというのはもちろん、成人式や冠婚葬祭などで西川のご実家に帰省されたご家族に気軽に宿泊していただきたいと思い、中長期的な滞在を可能とするような施設でございます。町民の皆様にもぜひ、見て、寄って、積極的にご活用いただければなと思っております。

5月30日の式典には、榎津博士山形県議会副議長をはじめ、地元選出の県会議員の皆様、西川町議長や水沢区長、各区長などたくさんの方々にお集まりいただき、約200名にお集まりいただき、盛大に挙行できました。うれしく思っております。

当日は、指定管理者である有限会社マルニシサトー様からお祝いの冷たい肉そばや、ゆずりはの会様からは自家製のお漬物やなんばこが振る舞われたほか、茶屋かたくら様から2色のだんごのご提供などで、ご来場いただいた皆様に喜んでいただいたところでございます。オープン以降、飲食店は早速地元の方々を中心にご利用いただき、ホテルは高い稼働率が続くなど盛況を得ているようございます。今後は、道の駅や町内飲食店の連動した町内の消費喚起や活性化への相乗効果が生み出されるものと考えております。

次に、6月28日に竣工いたしますフェリシア月山カヌーセンターについて申し上げます。

この施設は、カヌースプリント大会開催に適した運営室や放送室、約100艇を収容できる艇庫、中学校、高校、大学の合宿誘致を見据えたトレーニングルーム、シャワー室を有する、月山湖の新たな拠点となるものでございます。センター内には、コワーキングスペースやカフェがあり、来訪者が大会を観覧できることはもちろん、保護者の皆様の待合室として、また、ちょっとしたお仕事もできるような環境が整っております。竣工式は、6月28日の午前10時から行います。センターの内覧も行う予定ですので、ぜひこの機会に足をお運びいただきたいと思っております。

また、アクティビティとしては、ホビーやサップ、レジャーカヌーの総合受付窓口機能も有することになり、今後は、誰もが安全に楽しく水上散策できるような乗り物体験ができます。竣工1週間前の土曜日、6月21日と6月22日、日曜日には、東北初のアクティビティであるホビーの試乗会も開催されます。町民の皆様は無料で体験いただけますので、ご利用いただければと思います。

続いて、7月26日、にしかわ夏祭りについて申し上げます。

このイベントは、西川町町制施行70周年を記念して昨年開催いたしました花火大会の継続を望む声が、ワークショップや町民の声が多く寄せられたことから、復活をいたしました。

今年度も開催することにいたしまして、実行委員会で話が進められております。あいべやトラスをメイン会場として、キッチンカーによる出店、山形交響楽団による演奏会と併せて、約5,000発の花火を打ち上げることを予定しております。間沢、海味、沼山を中心として、花火を打ち上げる地権者、近隣の皆様、農家の皆様の多大なるご理解をお願いしたいと、ご協力ををお願いしたいと考えております。また、関係事業や連携企業、関係人口の皆様からのご協賛や消防団の皆様による警戒、警備、町民有志によるボランティア協力などのご支援が必要不可欠ですので、重ねてよろしくお願ひ申し上げます。今年のにしかわ夏祭り、花火大会のイベントもぜひ成功に結び付けられたらなと思います。

最後になりますが、こういった町の施設ができることで、これから西川町の関係人口、長期滞在によって関係人口を増やし、そして、温かい町民の皆様と触れ合うことで、絆が太くなると考えられます。東京に帰った方々は、公営のアンテナショップ、高円寺にある田舎割烹にし川に訪れて、そこでまた東京にいながら西川町を体感できるようになっております。

そういう狙いの元は、関係人口を2拠点居住、あるいは、移住に向けて取り組む町の方針でございます。この6月に、国の方針が出ました、骨子でございます。私としては、これを狙って、待っていましたという制度でございます。これは、好きな市町村を選んで、ふるさと住民として登録する、ふるさと住民制度でございます。こちらが明記されました。これまで、関係人口の数を政府が目標設定にするということはございませんでした。まだ詳細は示されておりませんが、我が町は古くからおもてなし文化があり、町民の皆様の面倒見のよさ、おもてなしにより、お助け隊やデジタル町民と仲よくしていただきました。この結果、関係人口は、他の自治体より多い1万人を現在超えております。この関係人口の多さを生かして、ふるさと住民制度を注視して、生かして、その結果、安心、安全な西川町、病院を守り抜いて、安心して暮らせる西川を守りたいと考えております。

以上、申し上げ、6月の定例会の行政報告といたします。

○菅野議長 以上で行政報告は終わりました。

◎議案の上程

○菅野議長 日程第5、議案の上程を行います。

議第35号 令和7年度6災2506号町道太郎若山線道路災害復旧工事請負契約の締結について

て、議第36号 財産（路線バス車両）の購入について、議第37号 財産（スクールバス車両）の購入について、議第38号 財産（災害時備蓄品運搬車両）の購入について、議第39号 西川町文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について、議第40号 令和7年度西川町一般会計補正予算（第1号）、以上6議案を一括上程します。

◎提案理由の説明

○菅野議長 日程第6、提案理由の説明を求めます。

菅野町長。

[町長 菅野大志君 登壇]

○菅野町長 ただいま上程されました議案についてご説明を申し上げます。

議第35号は、令和7年度6災2506号町道太郎若山線道路災害復旧工事請負契約の締結についてでございます。

令和7年度、この災害復旧について請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものでございます。

議第36号は、財産（路線バス車両）の購入についてでございます。

路線バス車両を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案するものでございます。

議第37号は、財産（スクールバス車両）の購入についてでございます。

スクールバスを購入するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案するものでございます。

議第38号は、災害時備蓄品運搬車両の購入についてでございます。

この車両を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案するものでございます。

議第39号は、西川町文化財保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

文化財保護法182条第3項の規定に基づき、文化財の登録制度を新たに設けるために提案するものでございます。

議第40号は、令和7年度西川町一般会計補正予算（第1号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,857万8,000円を追加し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ90億8,857万8,000円とするものでございます。

補正の内容は、いずれも急を要する事務費の経費に係る補正でございます。

まず、主な支出を申し上げます。

第1款会議費は、ハラスメント疑惑特別調査委員会経費30万円を追加するものでございます。

第2款総務費は、第三者委員会設置に伴う経費の追加、地域おこし協力隊経費の組替えなど1,355万4,000円を追加するものでございます。

第3款民生費は、モビリティ一人材事業が国の採択を受けたことに伴う追加、1,409万6,000円を追加するものでございます。

第6款農林水産業費は、農産物等災害対策事業補助金の追加など89万8,000円を追加するものでございます。

第7款商工費は、観光庁のオーバーツーリズムの未然防止抑制による持続可能な環境推進事業、これが採択されたことにより、この事業の追加など3,610万円を追加するものでございます。

第8款土木費、海味のせせらぎ団地契約解除に伴う代金の返還により474万円を追加するものでございます。

第10款教育費は、帰ってきてけローン返済補助の追加や西川小学校体育館の屋根の修繕などにより877万円を追加するものでございます。

第11款災害復旧費は、町道水沢・岩根沢線の測量設計費の追加により1,012万円を追加するものでございます。

歳入、申し上げます。

第14款、国土交通省のモビリティ一人材育成事業や観光庁のオーバーツーリズム事業などの採択により国庫支出金2,454万6,000円、第15款県支出金68万3,000円、第18款繰入金879万8,000円、第20款諸収入1,350万円をそれぞれ追加し、それでもなお不足する財源4,105万1,000円は、第19款繰越金に充てるものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

◎散会の宣告

○菅野議長 これで本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時09分

令和7年6月9日

令和 7 年第 2 回西川町議会定例会

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 7 年 6 月 9 日 (月) 午前 9 時 30 分開議

日程第 1 一般質問

出席議員（8名）

1番	佐 藤 大	議員	2番	飯 野 幹 夫	議員
4番	荒 木 俊 夫	議員	5番	佐 藤 仁	議員
6番	佐 藤 光 康	議員	7番	大 泉 奈 美	議員
8番	佐 藤 耕 二	議員	10番	菅 野 邦 比 克	議員

欠席議員（1名）

9番 古 澤 俊 一 議員

説明のため出席した者

町 長	菅 野 大 志 君	副 町 長	内 藤 翔 吾 君
教 育 長	前 田 雅 孝 君	総 務 課 長	荒 木 真 也 君
企画財政課長 兼 つなぐ課長	松 田 淳一郎 君	町民税務課長	吉 見 政 俊 君
健康福祉課長	石 川 朋 弘 君	みどり共創課長 兼 農委事務局長	渡 邊 永 悠 君
觀 光 課 長 兼 かせぐ課長	柴 田 知 弘 君	建設水道課長	大 泉 健 君
病 院 事 務 長	土 田 里 香 君	まなぶ課長	設 楽 友 弘 君

事務局職員出席者

議会事務局長 工 藤 誠 君 専 事 門 員 係 兼 長 飯 野 勇 君

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○菅野議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、9番、古澤俊一議員から、会議規則第2条の規定により欠席届が提出され、本日の会議は欠席となります。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

◎一般質問

○菅野議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 佐 藤 大 議員

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

[1番 佐藤 大議員 質問席へ移動]

○1番（佐藤 大議員） おはようございます。1番、佐藤大です。

議長より許可がありましたので、一般質問をさせていただきます。

まずは、新たな観光資源についてご質問をいたします。

西川町は、昨年、国連世界観光機関が行うプロジェクトで、ベスト・ツーリズム・ビレッジに世界中の観光地の中から日本では7番目に選出されました。ベスト・ツーリズム・ビレッジは、国連世界観光機関が立ち上げたプロジェクトで、観光を通じた自然、文化遺産の保全等により持続可能な観光地域づくりに取り組む優良な地域を認定するものであります。

2024年度は、世界60か国の中から55地域が選ばれ、日本からは鹿児島県の奄美町と山形県の我が西川町が選定されました。出羽三山の一つ月山を中心とした信仰の歴史、雪を利用したユニークなアクティビティ、地元食材を使った料理、そして再生可能エネルギーへの取

組など、多岐にわたる分野で評価されております。再生可能エネルギー分野では、森林活用を進める木質バイオマス発電所の整備の計画も高く評価されたようあります。

さて、このベスト・ツーリズム・ビレッジの認定を受け、今後の観光プロジェクトにも弾みがつくものと思われますが、単体では多くの集客力のある観光資源ではないかもしれません、一連の西川町観光の中で、関連づけての新たな観光資源となるであろう三山電車について質問いたします。

三山電車保存会によります「三山電車モハ103修復プロジェクト」も無事終了し、昨年10月19日に完成報告会が行われました。修復プロジェクト修復作業に当たっては、PR活動などまなぶ課よりご協力をいただきました。今後、電車車両は町に無償譲渡され、町の方針に委ねられます。三山電車保存会としては、末永く大切に保存していただきたく、町文化財への登録、そしてまた、ぜひ観光面で活用していただきたく、設置場所の検討の要望書を昨年8月20日に提出いたしました。

保存会からは、「せっかく修復したのだから、末永く保存していただきたく、文化財の登録がよいのではないか」と要望しましたが、「多くの方に見ていただきたい、何より観光面で幅広く活用していただきたいとの思いが先である」と伺いました。

文化財登録となると、教育委員会所管となり、現在、修復電車の受入れ窓口の所管は教育委員会になっております。しかし、町文化財の登録を行わず、観光資源として観光課に所管を移し、使い勝手をよくし、町の産業遺産と位置づけて新たな観光資源として活用したほうがよいのではないかと考えます。

町からは、昨年10月31日付での回答書では、「正式に寄附採納の申出を受けた際は、ありがたく承る所存です」との回答をいただいております。

保存会としては、無償譲渡に当たり、文化財ではなく観光資源で活用していただきたい旨の新たな要望を町に提出することも考えています。関係人口の増加に向けた有効活用等は町への一任となります。引渡しの時点では、観光資源として観光課所管で受けていただき、観光面でぜひ活用していただきたいとの考えであると伺いました。

保存会と町長との話の中でも、「所管を教育委員会から移したほうが修復電車に関する事業が進めやすくなる」とのお話も伺っております。寄附採納時に町としてはどのような形で受け取る考えなのかお伺いをいたします。質問の（1）です。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

[町長 菅野大志君 登壇]

○菅野町長 三山電車モハ103に関するご質問ありがとうございます。

7月9日の西川歴史文化学習会では、議員自ら三山電車についてご説明されると先日のお知らせ版を拝見しましたので、私もできるだけ拝聴したいなと思っております。

これまでの経緯によりますと、(株)設楽酒造店様と三山電車保存会の皆様の連名で、令和6年8月にいたいた要望の骨子は次の3点と聞いております。町に寄贈するので今後の維持運営、維持管理をお願いする。2つ目、歴史的価値が非常に高いので、歴史文化遺産としての指定をお願いする。3つ目は、設置場所について今後も話合いを続けていくので、併せて町でも協議いただき決定をお願いするというような内容でございます。

観光での活用を一義的に要望をいたいたものではなかったというふうに聞いております。文化財の指定や登録の面では、時間をかけた調査の作成や現状を変更する場合の許認可など教育委員会側での手続が必要不可欠となります。

したがって、議員がおっしゃるとおり、町としては文化財として指定登録する場合の手間や成果、コストを踏まえると、コストがかからないようなことが方策であり、また、三山電車を観光資源として捉えるほうが国の交付金を得て利活用できる可能性が高まるものと考えております。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） 保存会の方でもぜひ観光で使っていただきたいという思いがありますので、よろしくお願いをしたいと思っておるところでございます。

それで、先頃ですが、三山電車保存会へ問合せがありまして、「テレビ放映にあったときのように日没後に明かりをつけていただき夜間撮影ができますか」、「鉄道マニアの秋の定例会で撮影会をやりたい。併せて、芋煮会をそちらでできるところはありますか」、「宿泊はできますか」などとの問合せを受けております。

昨年の完成報告会では、遠方よりマニアの方々にお越しいただき、三山線が現役の頃、東京より写真を撮りに来てくださり、ネットに上げておられたマニアの方とお会いできまして、「あの写真は、あなたでしたか」と私自身感激いたしました。

この三山電車モハ103は、鉄道マニアの間では大変有名な車両ですので、観光資源として活用すれば、マニアの来訪も期待できるのではないかと思われます。

町としては、修復された電車現物を見ていただいた時点で、また、寄附採納の回答書を提出された時点で、この修復された車両は今後観光資源になり得る、要は、先ほどもちょっと観光資源に考えるということをお答えいただきましたけれども、この観光人口に向けた資源

になり得ると要は判断していただいていたということでしょうか。

○菅野議長 (2) に入りますか。

○1番 (佐藤 大議員) いや、要は1です。

○菅野議長 1……

1番、佐藤大議員。

○1番 (佐藤 大議員) 分かりました。

先ほどの答弁で、一応観光面で考えていただけたという回答でしたので、要は電車を見ていただいた、また、回答していただいた時点でお考えになってくださったと解釈してよろしいのかなと思いますので、次(2)に移ります。

(2)の質問であります。

保存会からは観光面での活用を要望していますが、町としては要望を受けて回答書を出された時点で、当時から今までの現在までの間に観光ということに対するビジョン、このようなことができるというようなことをお考えになったことがあるでしょうか。

それとも、やはり寄附採納後に電車が町の所有になってからでないと構想も立てられなくて、受渡しが完了してから初めて検討を開始していくお考えなのでしょうかお伺いをいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 この案件は、これまで教育委員会で議論がなされていたと承知しております。観光のお話になりましたので、私ほうで回答させていただきます。

この案件は、所有者足る民間企業、設楽酒造様とクラウドファンディングにより実現して改修を成し遂げた三山電車保存会と、町のほうでは、文化財を担当するまなぶ課、観光利用を担当する観光課の4者がしっかりと話し合っていかなくてはいけないものと考えてはおります。現状、三山電車は町の所有物ではないため、主導権がどなたにあるか分からないというような状況であると、これまでの教育委員会のやり取りから聞いております。

いずれにしましても、町としては対話で、協議体の対話でもよろしいですし、協議体の設置でもご依頼があればしっかりと対応させていただきます。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番 (佐藤 大議員) 分かりました。よろしくお願ひをいたします。

鉄道マニアといいますと結構幅が広くて、廃線跡を歩くマニアもいらっしゃいます。現在残っています旧三山線の廃線跡をメインルートとして、関連した観光と食事を提供したオ

ガスの企画もマニアのみならず有用かと思います。修復車両でなくて、このような廃線跡地も新たな観光資源として活用できると思われますが、いかがお考えでしょうか。

○菅野議長 答弁は柴田観光課長兼かせぐ課長。

○柴田観光課長兼かせぐ課長 三山電車の廃線路線についてのご提案、大変ありがとうございます。

こちらとしましては、例えば今おっしゃっていた温泉ガストロノミーなど観光協会が主体で行っておりますので、そちらにも伝えるなど参考とさせていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） 新たな観光資源ということで、廃線跡もどうかということで提案させていただいたところでございます。よろしくお願ひをいたします。

それでは、質問の3になります。

三山電車の修復車両の設置場所であります。修復車両の寄附採納が完了して、町の所有にならないと電車に関してのことは進められないのかもしれません。町としては、寄附採納が完了してから検討するのでしょうか。しかし、受け入れる前にある程度検討しておかないと寄附採納の時期も決まらないのではないかでしょうか。

今後、保存会としての話合いの上で、条件のよい場所を選定していくのかもしれません、今の段階において、町として検討している候補地などがあるのでしたら、お伺いしたいと思います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 先ほども申し上げたとおり、所有物としては、所有としてはまだ町のほうに寄附採納を受けて受理してはいない状況でございますので、町として正式にこうというのは考えておりません。

いずれにしましても、繰り返しになりますが、町としては対話でも、設置協議体の設置でも、ご依頼があれば対応させていただくという方針です。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） やはり町には車両の譲渡を受けていただいて、保存会と話合いの上で、よりよい方向性を見いだしていただきたいと、このように思います。

保存会としては、現在の仮設の屋根はあと二シーズンです。二冬契約しております2年後までによりよい活用を検討していただければと願うところであります。

続きまして質問の2に移ります。

昨年度、睦合公園に設置されたモニュメントについて質問をいたします。通告書では、モニュメントと記載しましたが、モニュメントですと記念碑的な意味合いとなりますので、本件の設置物ですが、これは芸術アートでありますことから、シンボルアートが正しいのかもしれません。

さて、睦合公園のモニュメントシンボルアートであります、町民の方からは、「どういった経緯で出来たのか分からぬ」との質問をお受けいたしました。私が、町から伺ったところでは、「このアート作品はご寄附をいたしました」また「設置することで観光面での資金を得ることができた」との回答でしたので、そのようにお答えをいたしております。

ですが、詳細につきましては分からぬことがありますので、アート作品の制作の経緯をお聞きいたします。

○菅野議長 答弁は柴田観光課長兼かせぐ課長。

○柴田観光課長兼かせぐ課長 こちらのほうの睦合公園にありますシンボルアートと言つていただきましたアート作品について、経緯などをお答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、このアート作品を設置したということで、その資金調達面、まずはおっしゃっていただいていますけれども、この睦合公園を観光資源として国から第2世代交付金の採択を受けることができたということが前提でございます。

経緯になりますが、この睦合公園の巨大なアート作品につきましては、Global Shapers Tokyo hubという世界経済フォーラムに選出された皆さんと、グループがありますけれども、Global Shapers Tokyo hubというグループの皆さんから、昨年の町制施行70周年を記念して西川町のシンボルとして作り上げていただいたところでございます。

この制作に当たりましては、おととしになりますが、おととしの12月以来、町民の皆様と対話会を2回開催をさせていただいたということでお伺いしております。Global Shapersさんが対話会、町民の皆さんを集められて対話会をされております。その際に出されたアイデアを基に、西川町、当然出羽三山の山岳信仰をイメージされた16本の朱色のポールが円状に設置されるこのアート作品になったものというふうにお伺いをしております。

また、この設置に先立ちまして、昨年11月には、こちらのほうにも話をいただきましたけれども、このポールに町への思いとか、町制施行70周年でありますので、町への思いとか、どのような町になってほしいのかなどというところの思いを書き込む参加型のイベントを開催をされまして、こちらにも町民の皆さん30人余りご参加をいただき、いろいろな思いを

書き込んでいただいたところです。

なお、主にGlobal Shapers Tokyo hubさんの中のこのアート作品を手がけられた方につきましては、この会の一員でもあります下山明彦さんという方になります。この下山さんは、個人でも会社を立ち上げられている方で、代表取締役を務められておりますけれども、現在開催中の大阪・関西万博2025、こちらのほうにもアート作品を展示されている方でございます。

町長などからも確認いただきまして、経済産業省に確認しましたところ、国においてもアーティストとして高い評価をされている方であるというふうな旨の確認を得ているところでございます。

主な経緯になりますが、以上のような経緯であちらの作品が、アート作品が完成したということになっております。以上でございます。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） ご説明ありがとうございます。

このアート作品に携わったGlobal Shapersコミュニティー、GSC Tokyo hubという組織ですが、ふだんどういった活動をしている組織なのでしょうか。そしてまた、GSC Tokyoとの関わり合いを西川町が持てたきっかけは何だったんでしょうか。

○菅野議長 答弁は柴田観光課長兼かせぐ課長。

○柴田観光課長兼かせぐ課長 ご質問ありがとうございます。

こちらのGlobal Shapers Tokyo hubさんの通常の活動といいますと、ちょっと私も詳しくないところはあるんですが、世界経済フォーラム、先ほど申し上げました通称「ダボス会議」というものに、こちらのほうが選出する32歳以下のリーダーの皆さんによる組織ということで、日本からは50人以上が選出されているようなそういう世界経済フォーラムに参画をされているグループさんになっておりまして、今申し上げました下山さんなどのそういうアート作品などを手がける方などもいらっしゃってという形の活動をいろいろな形で国内でされているというふうにお伺いをしております。

こちらのグループの中に入られている方なんですけれども、西川町ときっかけにはなりますが、連携協定を結ばせていただいている企業さんの方もこちらに当然1名入られている方いらっしゃいまして、その方のご紹介といいますか、こちらのほうのつてもあります、きっかけとしてGlobal Shapers Tokyo hubさんとお付き合いが始まったという形になります。よろしくお願ひいたします。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） なかなか幅広い付き合いを西川町やっていますんで、そういうふうなでのやっぱり関連というものが出てくるのかなと感じたところでございます。

次に、このアート作品の制作に当たり、タウンミーティングを2回ほど実施いたしましたけれども、町からの案内もあったと思いますが、知らなかつたという住民が結構多かったようでございます。タウンミーティングに参加された町民の方々は、どれぐらいの方がいらっしゃったのでしょうか。

○菅野議長 答弁は柴田観光課長兼かせぐ課長。

○柴田観光課長兼かせぐ課長 ありがとうございます。

先ほどちょっとお答えをさせていただいたとおりですが、約30名余りの町民の皆様に、お子さんから年配の方まで含めて30名ほどの方がご参加いただいております。

タウンミーティングにつきましても、同じようなその30名余りの皆さんがずっと1回目、2回目と参加をいただいているような形でございます。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） 柱に字を書くイベントで、30名の方というさつきの説明だったんですけども。タウンミーティングもそれと同じ方が結局出ていたと。大体30名の方ぐらいが参加していたということで了解いたしました。

あと、このシンボルアートの完成後ですが、睦合公園の国道112号線に112個の鎖のアートを作る計画がありましたけれども、あれはどうなったのでしょうか。

○菅野議長 答弁は柴田観光課長兼かせぐ課長。

○柴田観光課長兼かせぐ課長 ご質問ありがとうございます。

そちらは、先ほどありましたタウンミーティング、対話会2回ほど開催した中で出されていたアイデアの一つであったと承知しております。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） 計画であって結局は実施しなかったということで了解いたしました。

以前お聞きしましたとき、「睦合公園のモニュメントシンボルアートを置くことで、国から資金の調達につながる」との回答をいただきましたが、先ほど説明で、観光地ということにして資金を取ったというような話がありましたけれども、それは、どういうふうな形で取って、どういうふうなものに使う資金だったのでしょうか。

〔発言する者あり〕

○1番（佐藤 大議員） 分かりました。

○菅野議長 これ、ちょっと通告外です。

○1番（佐藤 大議員） 分かりました。

でも、観光地というか、観光化にして資金を取ったという説明も先ほどありましたので、まず、前に私が聞いた話はそうだったんだなと、本当だったんだなということで確認をいたしました。

それでは、（2）であります。

GSC Tokyoにおいて、本事業の財源に関して、柱への記入権を小口化してNFTとして販売すると、1番。2番目に柱の記入権を企業向けに販売する。3番、柱への記入権を企業版ふるさと納税として募集し、総額410万円の資金調達を企画しておりました。

また、補助金も利用できればとありました、町としては、あちらの事業ではありますけれども、そのNFTへの企画への関わり合いがあったのか。また、補助金などへの資金を支出したのでしょうか、お聞きいたします。

○菅野議長 答弁は柴田観光課長兼かせぐ課長。

○柴田観光課長兼かせぐ課長 ご質問をいただきましてありがとうございます。

逆になりますが、まず前段ですが、こちらのGlobal Shapers Tokyo hub様のほうから、こちらのアート作品については寄贈をいただいたものということでございますので、町としての経費の支出は一切ないものでございます。

前段になりますが、こちらのGlobal Shapersさんが作られたホームページなども、私ども拝見しているのみになりますが、ご自身らのネットワークによるNFTなども活用した資金調達に挑戦しているということはお伺いをしているところでありますけれども、その結果については、町側では承知していないところでございます。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） あちら側のことですので把握していないことも了解でございますが、要は、町からのお知らせで柱に記入するイベントありました。30人ほど参加していただいたということでありますけれども、あれも記入権を町で買い上げて実施したというわけではないということでおろしいですね。

分かりました。（3）です。

町外の人に、「国道を走っていると赤い柱が立っているけれども何なんだ」と聞かれます。完成したモニュメントシンボルアートですが、赤色の蛍光色でよく目立ちます。シンボルな

ので目立つことに意義があるのかもしれません、町民の方々には「蛍光色の赤い色が気持ち悪いものあまりいいものでない」、「宗教的なイメージさせるような色合いで、作りや景観がよろしくない」などのご意見を多数いただきました。宗教的因素と感じられた方からは、「自治体において、政教分離に反するではないか」との意見も伺いました。

また、隣に「三山信仰の町西川」の看板が併設されていることで、より宗教的なイメージを感じ取られているのかとも思われます。イメージの受け方は個人により様々ですので、そういう方をおられるということです。

町としては、そのような町民の意見をどのように捉えているのでしょうか。また、制作に当たって、町としては三山信仰をイメージした作品を求めたというようなことはなかったかお伺いをいたします。

○菅野議長 答弁は柴田観光課長兼かせぐ課長。

○柴田観光課長兼かせぐ課長 ご指摘もいただきまして大変ありがとうございます。

こちらも前段にはなりますが、このアート作品につきましては、設置の前には地元の睦合区の役員の皆様にもご説明をさせていただき、ご理解を頂戴しているということもさせていただいております。町のほうでは、そういうちょっと地元の方と結ぶとか、あと、先ほどおっしゃっていただいたイベントなど周知のほうはお手伝いをさせていただいているというものになります。

また、先ほど来話になっております2回ほど行った対話会などの意見としてお伺いしているのは、やはり、先ほど議員からもおっしゃっていただいたとおり、ベスト・ツーリズム・ビレッジとか、あと、ほかにあります高付加価値なインバウンド観光地域づくりとか、西川町の観光をする上で、やはり出羽三山というものは切っても切り離せないものではあるんですが、その対話会の中でも、出羽三山の山岳信仰や町をイメージするものとして次世代に、次の世代につないでいくようなという、つないでいきたいものを作つて、アート作品的なものがあればいいねという声をいただいたというところでございます。

ご指摘の点ですけれども、町に対しましては、電話やSNSを通して「あれは何なのか」というような声は十数件いただいておりまして、その際、私のほうからお答えをさせていただいているところですが、議員ご指摘いただいた氣味が悪いというようなお話を町に直接いただいたのは、町のほうの中でもそういう声があったとき全てとどめているものですから調査をしましたところですけれども、調べましたところ、氣味が悪いといった声は2回、同じ方から2回あったというところで、全体の問合せの中ではそんなに多くない形かなというふ

うに捉えているところでございます。

転じてですけれども、このアート作品を設けること自体に当然メリットがあるものと捉えておりますので、先ほどの第2世代の交付金の取得の話にもなりますが、町の価値向上につながっているのかどうかについては、今後もまた町のほうは広報PRなども併せて重ねながら、ここ一、二年でその成果を確認してまいりたいというふうに考えている所存でございます。

最後に、例示にはなりますが、例えば小豆島、あちらのほうにエンジェルロードという天使の散歩道なんていうところがあるんですけれども、こちらも、この道路も日に2回ですか、干潮時に海の中から現れる砂の道なんですけれども。こちらがいろんな地元の方の声もあつたそうなんですが、「向かいの島まで大切な人と手をつないで渡ると願いが叶いますよ」なんていうそういう付加価値を加えることでテレビに取り上げられたり、映画のロケ地になつたりとかでお客さんがいっぱい来るような形になって、もう今は、まさに恋人たちの聖地になっているというようなところがございます。

例示ではさせていただきましたが、このような感じも含めて、しっかりと町のほうでは、このたび頂いたアート作品につきまして、付加価値を高めながらストーリー性をPRして、新たな観光資源としていくような形をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） ありがとうございます。

人によっては、やはり「あれは不快な造形だから壊せないんだか」と、「元に戻したほうがいいんじゃないかな」というそういう乱暴な意見なんだと思いませんけれども、言う方もいらっしゃいますけれども、そういう考えはもちろんございませんよね。

分かりました。やはりアート作品が観光になる、アート作品を観光に結びつけるということ、そういうのもかなり有効なことなのかなと思います。先ほどのお答えにも恐らくありましたけれども、今後の睦合のこのモニュメントシンボルアートでありますけれども、今後どのように活用していくお考えなのか、もう一度。

（4）番であります。お願ひいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 今後の利活用ということでございます。

観光地で、先ほど申し上げたエンジェルロードとか、あとは今、瀬戸芸術祭とか、先日

「プロジェクトX」でも再放送されていましたけれども、ああいった今成功しているというものは、例えば10年前、それより前から段取りよく、いろんな試行錯誤をしてチャレンジしたところが今恩恵を受けているというような状況でございますので、ぜひ長期的に考えて、あのときあれがあってよかったなど、このおかげで西川町は様々な三山信仰の町だとか、明るい町だ、アートに明るい町だとか、そういう状況に将来なると勝ち組のほうに加わるかなと思っております。

町では、先ほど申し上げたように無計画で作ったわけではありません。この作品を建てたことにより、まず資金を得たいと思っておりました。国に観光地として管理費を国に申請し、これまで一般財源で担っていた公園の管理費を、国の財源を得ることができました。また、新たな整備費用も国から頂いております。これによりまして、佐藤仁議員の問い合わせにも関係しますけれども、ゲートボール協会さんの女性部のご要望をいただいた睦合公園のトイレの改修にもお金がかけることができます。このアート作品を建てたことにより改修することができるということです。

2つ目は、財源を得ただけでも町に恩恵を受けたと言えることができますが、今後の活用として2点ございます。三山信仰の町であるということを認知度を上げたいということでございます。なかなかこれを語れるような方が、三山電車を語る方でさえも高齢化して、そういった引き継ぎ、語り部というのが少なくなっています。その認知度を向上させると、継続させるということでございます。

2つ目は、そのアート自体を観光スポットとして生かしたいということでございます。

1点目の認知度向上は、次のとおり行います。

本町の観光資源の認知度は、112号線、国道が目立って高いという調査結果が出ております。そのため、コーポ睦合も含めて、特に国道沿いの、西川町と言えば国道沿いの建物がイメージしていただけるので大切にしていきたいと思っております。国道沿いの建物を大切にすることです。

このアート設置をしたことにより、来訪者の目を引くことはもちろん、多くの方々が西川を知っていただき、人が集まる睦合公園を重要な観光スポットとして整備していくように努力してまいります。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） 分かりました。

112号線のルートはやっぱり目に入りますので、それでのシンボルという形で、観光資源

という形に結びつけて、今後三山信仰の町と。当然これは切っても切り離せないことですので、そちらのほうでPRしていくということで了解をいたしました。

本事業につきましては、宗教とは何ら関係のない事業でありましたが、西川町は古くから三山信仰と深く結びつき、多くの人々が訪れてまいりました。お行様と関わり合いの中で、おもてなしの精神として町民の寛容な人柄が受け継がれてきました。先ほどの三山電車も三山参りの観光客の利用を見越しての開業、そして出羽三山の三山の名を冠した三山電気鉄道として開業した産業遺産であります。

寺社仏閣インバウンドの時代が来ています。先頃、鎌倉へ行ったときの圧倒的な外国人観光客でした。出羽三山は三山信仰であり、山自体が信仰の対象となっています。これらそれが持っている歴史や物語、そして、その物語性が最大の観光資源であるのではないかと思います。その魅力を発信するために、自治体が関わらなければならないこともあると感じたところであります。これをもちまして、質問事項1を終わります。

続きまして、西間沢・宝沢地内の流雪溝工事についてお伺いをいたします。

今年の冬は、昨年度と打って変わって降雪量も多く除雪には大変苦労いたしました。こういった状況の中で、家の前に流雪溝が整備されると排雪の苦労が大幅に軽減され、大変楽になるものと大いに期待しているところであります。水源となります宝沢川の冬の間の水量も調査していただき、流雪溝の利用可能とのことで、間沢区においては長年の懸案でありました西間沢・宝沢町内の流雪溝工事であります。今年度より開始されることになりましたので質問をいたします。

本工事の概要と、そしてまた、今年度の事業内容についてお伺いいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 第7次西川町総合計画において、優先的に取り組む5つの政策の一つに雪対策を掲げております。本流雪溝の工事は、議員おっしゃるとおり、10年以上前、長きにわたっての課題でございました。なぜ難しいのかというの、次のとおりです。

事業費が数千万に及ぶこと。水量を調査する必要があること。綱取川から水を取りくむか、宝沢川か、いずれかの選択肢が2つあること。西間沢と宝沢川に勾配があり技術的に難しいのではないかという調査が必要なこと。限られた水量を複数の水路で活用しているため、有效地に使うための地域内、間沢区内での理解、対話が必要なこと。このように多くの予算、多くの工数、多くの事務手続が必要なため、なかなか本気にならないと進めることができ難しかつた事業だと承知しております。

改めて、間沢区からご要望いただき、または、町民アンケートにおいても、雪対策が町民の関心の重要度が高いということが分かりましたので、就任後は、建設水道課の職員に頑張ってもらって優先してご対応をいただきました。

本工事は、宝沢側から取水して、西側を通ってちょうど太郎・綱取線の既設の流雪溝までの総延長約400メートルの流雪溝を造る数千万を要する大規模な事業となります。今年度は1,000万円の測量設計業務を行います。5月に国から交付決定通知がございました。設計は6月中に発注し、12月までに完了する予定でございます。

本課題の経緯についても、申し上げさせていただきます。

ここまで来ることができましたが、本件は、平成25年から、間沢区から町に対して再三要望がございました。当時は、今のご説明とは逆の綱取側から取水できないかというご相談でございました。しかしながら、今回の区画、今回というかこれまで調査した結果、ちょうど西間沢線の道路勾配が下堀方向に向かうにつれて上りになっていることが分かったり、既に下水道管が埋設されていることから、なかなか埋設した物を新たにつくるというのが難しいということでございました。

この結果、選択肢が宝沢川から取水するということに限られました。早速、その後平成29年の冬に宝沢川の全体水量を調査いたしました。その調査結果を基に、水を分けられるかどうかという議論をしたところ、「地域内ではほかの水路の水が少なくなるのではないか」という心配な声が上がり、事業を進めることができませんでした。

そして、3年前に我就任後、間沢区長から改めてご要望をいただきました。そして、令和6年1月に再度流量調査を開始しました。前回と異なるのは、水量調査と違うところは、川の水量が前回で分かりましたので、水が今、十分過ぎるほど確保している水路が1つございます。その水路の水量を測りました。川から枝分かれした水路付近で調査をいたしました。

その結果、取水口の拡大により、流雪溝として十分な水量が確保できるというふうに判断いたしました。そして、分水により影響のある方々に加え、宝沢川から取水する下流の水路管理者や組合とも建設水道課のほうで対話をを行い、合意を得ることができました。

このため、昨年、国の交付金の申請を行い、区長、水利関係者、建設水道課のご尽力などにより長年の課題だった流雪溝の整備まで、もう一步というところまでこぎ着けることができました。以上です。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） ご説明ありがとうございます。

やはり水源の問題で、宝沢川から取れると。その水量、それもやっぱり測っていただいて大丈夫だったということで、まず実施にこぎ着けたわけですけれども。

また、あともう一つ、3つほど課題があつて事業費がかかるということでしたけれども、この流雪溝工事に使用する財源、国のはうからということでしたけれども、何を使って実施するのか。あと、どういうふうな配分で財源を使うのかということ、国だけで足りるのかということをお聞きいたします。

○菅野議長 答弁は大泉建設水道課長。

○大泉建設水道課長 今、佐藤議員のはうからご質問ありました件ですけれども、今年度、先ほど町長が申し上げましたように、実施設計1,000万円ということでございます。

このたびの財源につきましては、社会资本総合整備交付金が60%、600万円、また、その補助金、財源としましては、過疎対策事業債400万円を予算のはうで組んでいるところでございます。以上です。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） 国のはうから600万円、あと過疎債で400万円ということで、取りあえず町の財源は使わないでやるということで了解いたしました。

今年度は、まずは設計、測量の工事というか事業ということで、あと来年度から本体の工事というふうにはなっていくと思いますけれども、この流雪溝工事の今後のスケジュールはどのようにになっているのかお伺いいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 今年度は、先ほど申し上げたとおりでございます。

これからスケジュール申し上げます。

令和8年度及び9年度の2か年で整備を行う予定です。施工については、下流側から進めてまいります。議会からご承認をいただき、工事が順調に進んだ場合には、令和9年度の降雪期前に完成します。つまり、令和9年度の冬の期間には流雪溝が使えるのではないかと、うまくいけばということでございます。

これまで整備してきた流雪溝と同様に、使用の開始に当たっては、受益者の皆様から、流雪溝の維持管理組合を組織していただくこととなっております。特に、冬期間における河川水量は、水不足による流雪溝の閉塞が発生しないようにしなければなりません。事業費も数千万にわたる事業になると考えられますので、地域内の対話、連携がより重要な流雪溝となるかと思いますので、そういう機能が発揮されるように対話を、連携をお願いしながら、

期待しながら整備をしてまいります。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） 2か年での工事ということで、了解いたしました。

この後聞こうと思ったことなんですけれども、その2年後の冬には使えるのかなと聞こうと思いましたけれども、今の答弁で2年後の冬には供用できるように頑張っていただけたということでしたので、よろしくお願ひをいたします。

完成まであと2年後ではありますけれども、間沢区の長年の懸案だった事業がまず着手していただき、喜ばしいところではあります。住民の皆さんも高齢化で、除雪には年々苦労しているのが現実でございます。また、地域では流雪溝利用組合を立ち上げて、スムーズな流雪溝の活用を検討しております。流雪溝の完成によりまして、少しでも楽に排雪作業ができますことに期待をいたしまして、一般質問を終了いたします。

○菅野議長 1番、佐藤大議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は10時35分とします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時35分

○菅野議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 佐 藤 仁 議員

○菅野議長 続いて、5番、佐藤仁議員。

[5番 佐藤 仁議員 質問席へ移動]

○5番（佐藤 仁議員） 5番、佐藤仁です。どうもおはようございます。今日は1つです。

ひとつよろしくお願ひします。

質問通告に沿っていたします。睦合公園の維持管理及び今後の方向性についてということ

で、質問をさせていただきます。

5月に、今年5月ですけれども、睦合公園で菅野町長をはじめ、建設水道課の職員の方々と、あと地区役員等関係団体の方が一緒に現地視察をしました。その結果等を踏まえて質問をさせていただきたいというふうに思います。

質問1です。

国道側のトイレ等の改修、修繕についてお伺いします。「和風便器を洋風便器に改修してほしい」など何点か要望がありましたが、今後の予定及び方向性をお聞きします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

[町長 菅野大志君 登壇]

○菅野町長 ご質問ありがとうございます。

昨年10月に、西川町ゲートボール協会女性部の皆様から、「ゲートボール大会や練習時に使用する睦合公園の国道側個室トイレが和式であるため、高齢者にとって利用しにくい。洋式化にしてほしい」というご要望をいただきました。

また、議員おっしゃるとおり、5月7日に睦合区の役員の皆様と西川町ゲートボール協会の役員の皆様と町の建設水道課を中心に、職員で現地で一緒に確認をいたしました。佐藤議員にもご参加いただきまして、どうもありがとうございます。

その際、当該トイレについて、次の5つの改修のご要望をいただいたものと認識しております。

1つ目、個室トイレの洋式化。2つ目、高齢者でも利用しやすいよう手すりの設置。3点目、電灯がありませんので電灯の設置。4つ目、入り口のドアもないものですから、入り口ドアの設置。5つ目、トイレの外側への物置の設置の5点でございます。このほか、要望にはありませんでしたけれども、管理する町側として、そのほか、屋根の防水シートの破損を確認したところでございます。

ご質問いただきまして、他の公園も精査いたしました。同じようなご要望が来るかということを想定いたしました。トイレが設置されている公園は、睦合公園、吉川の河川公園、大井沢河川公園、長沼公園、長沼多目的広場の5か所でございます。そのうち、洋式化になつていな、つまり和式となっているのは睦合公園と大井沢河川公園、長沼神社のところで、公園ということでございます。

この幾つかの公園について優先順位を考えたところ、以下の観点から優先順位をつけていました。

1つ目、高齢者にとって使いづらい和式トイレがあるかどうかということを条件といたします。2つ目、近隣に代替のトイレがあるかないかどうか。3番目、利用頻度が高いかどうか。この観点から勘案したところ、やはり睦合公園が3つとも当てはまり、優先順位が一番高いものと承知しております。

今後の工事については、2段階に分けます。これは、対話会というか現地の視察でありますけれども、早く大会があるので夏頃には整備してほしい、7月に、8月に大会があるので整備してほしいというようなことでございました。

最初に行うものはトイレの洋式化、手すりの取付け、電灯の設置でございます。これを7月の郵便局長杯、西川新聞店杯ゲートボール大会までに開催するように発注をいたしました。発注後も、関係各社、ゲートボール協会の皆様も含めて今後の工程を共有しております。

残りでございます。ドアの取付け、防水シートの張り替えなど、こちらは、先ほど佐藤大議員のときにも申し上げましたが、国の交付金を観光地として得ることができましたので、こちらは、並行してこれから発注する予定でございます。国の交付金を得ましたので、年度内に計画的に執行してまいります。以上です。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） ありがとうございます。当面の便器の様式と手すり、あと電灯、これは睦合区長のほうにも建設課のほうから、発注をして仕事りますよという何か連絡あって、私のほうにもちょっと区長から連絡がありました。大変ありがとうございます。今日来るときも作業車があったようです。

私も見た限りでは、結構やっぱり和式で、何ぼゲートボールをやる方とはいえ、65歳以上が高齢者ですので大変かなというふうに思っておりました。それを早速やっていただける、大変ありがたいというふうに思います。

もちろん、これは確認済みだとは思いますけれども、都市公園の条例の規則のほうに、トイレ、便所という項目があります。それは、一応トイレブースとか手すりとか、あと小便器は置き型の場合とか、壁づけの場合は床から35センチ以下とかいろいろあります。もちろん手すりというような項目もありますので、それはもう確認済みだとは思いますけれども。

なお、もう工事を発注しているとはいえ、確認のほうをしていただければなと。条例に伴った施行規則が町のほうに、そういうトイレという項目別個にありますので、もちろんよろしくお願いしたいなというふうに思います。

それで、建物はやっぱり雨風をしのぐのが一番大切なわけですよね。雨風と言えば、屋根

と入り口、扉なものですから、今、交付金云々ということで話がありましたけれども、やっぱり屋根のシート防水ですよね。あれはどうするのかと。ちょっと変形したというか、あまり見ないような形のトイレで、しかもRC鉄筋コンクリートのごついトイレですので、やっぱりあれは補修をしないと、中を直しても雨が漏れてきたんでは困りますので。シート防水というと耐用年数が8年から10年ぐらいというふうにあります。今いろいろウレタンとかいろいろありますので、安価でスピーディーに、しかも見映えがよくてというようなこともあります。

あとドアも、やっぱりドアではなくて引き戸なのかなと。こう開けるやつです。引っ張るやつ、ドアではなくて。やっぱり雪国ですので、外づけよりも内づけかなと。ただ、内づけにすると非常にスペースが狭いものですから、そこら辺をどういうふうにするかというのは、我々よりもプロフェッショナルがいるわけですので、相談していただいて、そこら辺はきちんとやっていただければなというふうに思います。

それで、今、都市公園法をちょっと言いましたけれども、あれが都市公園の範囲内に入っているトイレなのか。あと、都市公園が後づけになってきて、もともと既存のトイレがあつて都市公園になったのか。そこら辺の関係で、先ほど言った規則とか条例にトイレとしてどういうふうに該当してくるかと。いろいろな規制がありますので、そこら辺は十分確認をしていただいて。やっぱり前のものだから、後づけで都市公園になれば、それはそのままだつたらいいんですけども、普通であれば改修するときは、都市公園法にきちんと乗っかって改修してくださいと該当するはずですので。小さいトイレとはいえ、そこら辺は抜かりはないとは思いますけれども、十分確認をしていただきたいなというふうに思います。

いろいろ子どもから、大人からいろいろな方が使いますので、大変ありがたいということで、ゲートボール協会の方々も喜んでいるのかなというふうに思います。それでは、今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、質問2に移ります。

既存のテニスコートの管理についてということです。管理は町から睦合区へ、睦合区から近くの方へお願ひをしていますけれども、ここ数年は利用者もいなく、また、コートやネット等の損傷があることから、存続の有無を町としてどのように考えているのかお聞きします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 睦合公園のテニスコートについては、昭和61年9月20日に供用を開始しまして、西川都市公園条例により、有料公園施設と規定をしております。有料ということでございま

す。

現状、過去3年間の利用実績はゼロでございます。利用実績ゼロでございます。議員ご質問のとおり、管理については睦合公園と一体に、睦合区に管理委託をしております。

4月9日、睦合区長が来庁いただきまして、利用実績がないことから、区長から「テニスコートをそろそろ廃止してはどうか」というようなご提案をいただきました。このため、町としては、町民の皆様にも確認するため、5月28日に「つながるくん」でテニスコートの利用に関するアンケートを実施をいたしました。

その結果は次のとおりです。「利用しない」93%、「利用する」0.8%、「新しくなれば利用する」6.2%という結果でございました。つまり、利用しないという世帯が最も多いという結果に、93%を占めるという町民の声をいただきました。

このため、区長からもご提案のあった廃止する方向で、今後、条例改正の手続を行いたいと考えております。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 私も、あのアンケートをタブレットで見ました。ちょっと回答はしませんでしたけれども。

見ていただくと分かるんですけども、今、ネットも張り替えはしていますけれども、ちょっと見るも無残な姿です。あと、コート自体もコンクリートの目地のところから草が生えていまして、ところどころむけてもいます。

それを、名前は看板に書かれていますので分かると思います。道路向かいのまるろくさんには睦合区からお願いをして除草剤をまいてもらったり、ネットのかけ離しをやってもらったりやっています。非常に大変なご苦労をかけているわけですけれども、ただ、まるろくさんでないとできないんですよね。お店をやりながらで目の前ということですので、一般の方にすると、いる、いないもあるわけです。日中せっかく来てやりたいなと思っても、行ったら留守でできないというようなことがあるので、やっぱり一般の方々にお願いすると、なかなか難しいというような現状があります。

除草剤をまくとかなんかというのは誰でもそういうお願いはできるんですけども、その受付、お金の徴収が非常に難しいというようなこともありますので。それで、あそこのテニスコート、大体1,300平米、町のあれでいくと1,320平米あるというようなことで書かれております。

この前の視察のときに「駐車場でもどうなの」というような話がありましたけれども、そ

れにしてもお金がかかるというようなことでございます。後の3番目でもちょっと関連するんですけども、トータル的に今後の方向性を考えていかないとうまくないのかというふうに思います。

それで、今言ったように、テニスコートの使う場合、申請はまるろくさんに行って、そしてお金300円とかいろいろ払うわけです。そこまでやってもらっているわけですけれども。

これ、ちょっと別な件もあるんですけども、申請書が今3つあります。テニスコートと、あと申請書が1、2ってあります。これは都市公園の施行令の規則に別表1、2ってあります。これは、例えば催物をするときには申請書とか、あと物品販売とか頒布のそういう場合の申請書とか、1、2で、あとテニスコートも混ぜて3つあります。

だから、これはちょっと。これに関係ないのかどうか分かりませんが、別表に条例の5条の1項とかになっています。これ、ちょっと私が解釈が悪いのかどうか分かりませんけれども、9条の1項と9条の2項に該当するのかなというふうに思うんですけども。ちょっと土日挟んで調べたものですから。建設課に朝行って、ちょっと確認してもらえないかと行つたんですけども、ちょっとあったのかどうか、課長、分かればお願ひします。

○菅野議長 答弁は大泉建設水道課長。

○大泉建設水道課長 今の佐藤仁議員の質問についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、規則につきましては、ちょっと第5条ではなくて第9条になっております。最近ちょっと改正のほうもしておらず、条ずれ等もありますので、その辺を含めまして今後規則を改正したいと思います。ありがとうございます。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 別に隅っこをつつくつもりではなく、たまたま見ていたら、ちょっと条例と別表の項目が合わなかつたので、ちょっとそれは今後、条例改正するときにも一緒に直していただければなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

先ほども言いましたけれども、テニスコートを廃止する方向でということで、今後いろいろ方向性を決めていくんだとは思いますけれども、ちょっと今のに関連して、気づいたところをもう一点だけちょっとお願ひします。

看板がいろいろあります。それで、1つは「犬またはペットはお断り」という看板があります。別な看板を見ると、「犬やペットはリードをつけてやってください」というような看板があります。何か2つ相反するので。ちょっと嫌味っぽくはなりますけれども、ちょっと

統一性を図って。今、「公園でペット駄目だよ」と言われると、誰も来なくなるのかなと思いますので、そこら辺は統一をしていただければなと。私、写真撮ってきたのがありますので、終わったら後ででもおあげしますので、ひとつよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

それでは、質問3に移ります。

都市公園でもある睦合公園全体としての今後の方向性についてということでお伺いします。

昨年は、巨大シンボルアートの設置がありましたけれども、今後も除草などを行なながら現状維持で管理していくのか、または、リニューアル構想の考えがあるのか、町としての方向性をお聞きします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 第7次西川町総合計画の基本目標に、「支え合う！」町民だれもが安心して豊かな心で生活できる魅力的な西川町をつくるという目標がございます。その状態9の中に、「町内のインフラが適正に管理、整備されている」の具体的な主要事業として、「巨大シンボルアート設置を契機に、西川町の玄関口となる睦合公園の利用活用を検討する」というふうに書いております。

そうすると、議員おっしゃるとおり、リニューアル構想というところまでの全体の構想というのをごいません。当然リニューアルするためには、町民の皆様や睦合区、地元睦合区との対話が必要になります。

次に、それが、いただいたお声を実現できるかというふうになりますと、つまり事業費を捻出する財源を探さなくてはいけません。また、河川敷やグラウンドなど県の管理、国の管理というところもございますので、県などへの行政手続がクリアできるかということを考えなくてはいけません。ですので、構想をつくるのには時間がかかる作業だなというふうに認識をしております。

しかし、公園国道側は町有地でございます。国への手続を得ることなく進めることができます。リニューアルとはいきないまでも、ご要望や町の方針を踏まえ、公園の一部を観光地化する準備をする方向ではあります。5月7日の現地視察、先ほどの件ですね、した際に睦合区の役員の方から、「テニスコートを駐車場にしてはどうか」と、「お金もかかるので、そのまま駐車場にしてもいいんではないか」といった声がございました。これは実施できることなのかなと考えております。

また、国道側の駐車場が砂利敷きになっているところがございます。こちらもアスファル

ト化にして、国道からもすぐ止められるような駐車場を整備したいと考えております。

3つ目は、先ほど申し上げたトイレの改修、修繕でございます。

4つ目ですが、睦合公園に昨年設置しましたアート作品は、三山信仰をイメージさせる新たなシンボルでもございます。先ほどの佐藤大議員の答弁のとおり、これを観光地化して財源の確保、認知度向上、観光スポットの創出に活用していきたいと思っております。その部分だけは、何か人が集うような工夫をこれからしていきたいなと思っております。

いずれにしましても、このような改修は、新しい地方創生交付金を獲得できたために、しっかり計画を組んで、1年で執行してまいります。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） ありがとうございます。

都市公園に関して、国交省でも補助金の対象項目とかという一覧表があります。この中には、トイレとか駐車場なんかも入っています。もちろんテニスコートとかゲートボールなんかも入っています。

これは、頂けるかどうかも分かりませんけれども、調べていません。町全体の都市公園の面積に対する人口割なんかも結構引っ掛かってくるのかなと思います。ということは、町所有の管理の都市公園と、県管理の都市公園が弓張平辺りにもあるので、面積が増えるわけです。その分を人口で割れば、それ以上は補助金をもらえないとかいろいろあるのかなとは思いますけれども、そこら辺もかみ合わせて、ひとつ捻出をしていただければなというふうに思います。

それで、先ほどの駐車場の件も、フェンスを外す、外さないは別としても、ただ、アプローチだけつければね。今の砂利道のところからのアプローチだけを作れば、あとは、車止めなんかも必要なかどうか分かりませんが。ただ、先ほども言いましたように、都市公園の駐車場となると200台以下は何パーセントだかの身体障害者用のマークを設置しなさいとかいろいろ規制があります。そこら辺も加味をしながら、計画をしていただければなと。確かに200台以下だと1台か2台ぐらいあれば間に合うのかなとは思いますけれども。

それで西川、あそこの睦合公園は、今、第7次総合ですけれども、第6次総合のときに、今から大体11年ぐらい前ですけれども、睦合区としての地域の要望みたいな形で私は聞いた話ですけれども、芸工大かなんかにお願いしてつくったプランがあります。私、持っています青写真を。その後それを基に、あの当時それがすごい金額かかると。あの当時ですらすばらしい金額なので、今すればかなりの金額。それを基に、町のほうでも縮小版のような形で

つくったやつがあります。それも私持っていますけれども。そこまでしなくともというような思いはあります。

ただ、それからずっと十数年来たわけです。先ほど、町長もおっしゃったように、第7次総合の改訂版で36ページにインフラ云々、37ページには睦合公園の云々というような赤の四角ですので、四角の塗り潰しですので、改訂版で新しく出てきた項目のはずですので、町としてもいろいろそういう考え方の下に、7次総合の改訂版を出しているのかなというふうに私は見ていますけれども。

そういう意味で、いろいろ大変だとは思いますけれども。特にお金ですよね。都市公園、あそこ4年間ほど前に追加登録なりまして、たしか今4万8,000平米だかになっています。あの当時で、私の認識では、10アール当たり3万から3万3,000円の普通交付税が来ると。10アールとは1,000平米ですので、4万8,000を1,000で割ると48、ということは48倍、約150万来ているはずだと。私の認識ですよ、これを違うと言われればあれですけれども。

だからそれが、3万円が、3万円もっと安いのか高いのか分かりませんけれども。そういうふうにして、それを基に維持管理をさせてもらって。睦合でも今、テニスコートと、あとゲートボールのテントの張り替え、あと除草ですよね。あれを今、五十五、六万の委託で睦合、テントは設楽興業さん直接ですけれども、それをやらせてもらっていますけれども、一応、都市公園としての普通交付税を頂いているというようなこともありますので、そこら辺を十分加味しながら、今後やっていただければなというふうに思います。

何かこう、今まで、大変失礼ですけれども、思いつきではないんでしょうけれども、ある程度のグラウンドラインというのがあって、それに、ああ、こういうものがいい、例えば先ほどのアートとか、そういうものをぶつけていくというようなことが、やっぱり必要なのかなというふうに思います。ちょっと大変申し訳ないのですが、最後にもう一度、町長、今後の考え方をお聞きできればなというふうに思います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 睦合公園の管理も大変ですし、今、ほぼお客様が、なかなかイベントを開催しないと、また、地区のイベントを開催しないと、何もしなくては人が来ないというもつたない状態にあるとは思います。

しかしながら、こういったグラウンドデザインをつくるというのは、役場職員の今までしてきたノウハウというのは難しいのでございますので、こういったことは外部委託が一番よろしいのかなと思います。

ただし、外部委託するとお金かかります。そして、設計する設計のアウトラインをつくるのもお金がかかります。そうなると、最近町で生じているのが、子どもたちの、統合小学校、中学校の体育館の雨漏りとか校舎内の雨漏りというのが出てきました。

また、最近では海味温泉を社会福祉協議会から譲り受けるというような今まで想定になかったことが起きて、インフラの整備、これから耐震化というのも必要になりますので、こういったまず町として残さなくてはいけない最低限のインフラを整備した上で、睦合公園のほうは、対話のほうをまずしていかなくてはいけないのかなと考えております。ご指摘ありがとうございます。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 2年ほど前、たしかアンケートを取って、公園のアンケートを取つて、睦合公園に対するアンケートというか、対話会で出た項目なんか25項目ほどあります。そこら辺も今後十分加味しながら。

やっぱり分かります。インフラは今、町長おっしゃったように、やっぱり子どもさんが夏暑くて熱中症、そのための冷房設備、あと福祉センターですね。あれも昭和56年以前の建物ですので、耐震管理になっていない、たしか。56年、宮城県沖地震で耐震化の強度が高まったので、それ以前の建物というのは耐震化になっていないはずなんです。なので、いろいろ出費があるとは思いますが大変だとは思いますけれども、やっぱり今、今度職員にすれば、職員が別の仕事ができないと。その労力足るものすばらしいコストが問われるわけです。そうすると、外部のコンサルにお願いするかと。また、これまたコストがかかるというようなことで、大変厳しいとは思いますけれども、第7次総合計画に盛り込まれたということだけでも、今後の少し明るさが出てきたのかなというふうには思います。

インフラ整備というのは、やっぱり新しくどうしても必要なものはやっていかなきゃならないと思いますけれども、これからやっぱり維持をしていくというのは非常に大切な項目になっています。

ちょっと余談ですけれども、5月に東部地区ですか、間沢から東のほう、白線引きやっていただきました。うちのほうも町道が目の前にあるんですけども、アスファルト舗装は直さないんですよね。だけれども白線が、白色の白線が両サイドにありますので、それを見ると部落が明るく感じるんですよね。非常に効果があると。私はですよ、ほかの人はどうか分かりません。

なので、インフラ整備というのは、こういうものも含めて、やっぱりあるものある程度

改良しながらやっていくというようなことで、ほかの人はどうあれ、あの白線引きというのは非常に地域が明るくなるというふうに思いますので、我々も、私ちょっとそれに関係していたので、インフラ整備というのはやっぱり人の気持ちを明るくして、地域が明るく前向きになるというような非常にプラスの面がインフラ整備にはありますというふうに私は感じておりますので、睦合公園をはじめ、その他のインフラ整備を新しくもそうですけれども、今あるものの整備をきちんとやっていただきたいなというふうに思って、それをお願いして、私の一般質問を終わります。

○菅野議長 以上で、5番、佐藤仁議員の一般質問を終わります。

◇ 飯野幹夫議員

○菅野議長 続いて、2番、飯野幹夫議員。

[2番 飯野幹夫議員 質問席へ移動]

○2番（飯野幹夫議員） 2番、飯野幹夫です。一般質問をさせていただきたいと思います。

初めに、通告書の1つ目に書かせていただいた将来に向けた医療体制の考えについてということで、県内5,000人を割り込んだ町で町立病院を維持しているのは西川町のみでございます。医療体制は、大きな財政負担、それから医師、医療スタッフの確保、それから建物の管理面で大変苦労しながら町民の要望に沿えるように努力をしていただいております。

また、県立河北病院と寒河江市立病院の統合再編、新西村山地区県立病院も令和13年度開院を目指した基本構想が発表されております。この基本構想をちょっとここに持っているんですけれども、この中で私、大変気になるのが目標整備スケジュールというふうなところの中で、令和7年度において、関係する自治体の範囲及び建設予定地、それから費用負担の決定というようなスケジュール化というふうな形が記載されております。

実際に、これに対する新西村山地区の県立病院の基本構想に対して、町に対する具体的な要望、もしくは要請等あるのでしょうかというふうな形と、それから、町ではどのような考えでこれからこの病院に対して参画していくのかというふうなことを質問1として質問させていただきます。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

[町長 菅野大志君 登壇]

○菅野町長 ご質問にお答えさせていただきます。

現在、山形県と寒河江市が統合再編・新病院整備に関する協議会を組織し、協議を進めておりますが、その西村山新病院整備に関する構想をもって、町に対して具体的な要請、要望、調査というのはございません。

しかし、新病院運営に関する重要項目である運営形態、費用負担を盛り込んだ基本計画の策定を予定していることから、構成自治体への参加の有無を検討してほしい旨のお話はございました。町としても、総合計画の中で新病院の基本構想を踏まえて、今後の医療の整備や確保を考えることとしております。

今回お話のありました構成自治体への参画というのは、町が資本の一部を負担し、新たな運営形態に加わることを指します。しかしながら、提示された基本構想の情報だけでは、西村山新病院の運営母体に参画するとまでの判断はできないと考えております。

というのも、参画した場合の西川町町立病院にとってのメリットや、参画後、町民にとって身近な医療機関である町立病院の存続がどうなるか、また、新病院参画ではなく連携などの関わり方など現時点では不透明な段階でございます。

このため、現時点では新病院への経営参画は考えておりません。大変、厳しい経営環境ではございますが、私、在任中は命を守る病院を維持したいと考えております。

しかしながら、厳しい環境の変化、また、医師が確保できない場合には、西川町の地域医療を守るために新病院側との協議を将来的にはしていかなくてはいけないときもあるかと承知しております。

なお、先般の県の健康福祉部長を訪問しまして、引き続き事務担当レベルでのきめ細やかな情報共有の機会を設けていただくようご要望は申し上げました。これから策定される基本計画の内容等にも町として注視してまいります。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） そうしますと、要請、要望はないというふうな話なんですけれども。ただ、資本の一部の負担というふうな形で、今町長から言葉がありましたけれども、その負担に関する金額面とかの提示というのはあるのでしょうか。

○菅野議長 答弁は石川健康福祉課長。

○石川健康福祉課長 ご質問ありがとうございます。

今ご質問のあった件につきまして、具体的な数字のほうの提示というのはございません。

以上でございます。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） まだ金額の提示はないというふうな形で、先ほど町長のお話もありましたけれども、地域医療の整備というような形の中で、町長は将来的には考えなければならないというふうなお言葉だったんですけれども、今現在は、まずは町立病院を維持というような形で考えるというふうな回答をいただいたところでございます。

先ほどの説明の中に、問い合わせ2でも質問させていただいておりますけれども、問い合わせ2にちょっと移させていただいて、基本構想の検討課題の中に「周辺の医療機関との連携協力」というふうな形で書かれて、基本構想の概要には書かれております。

町立病院では、人工透析等を行っておるわけでございますけれども、そういった町立病院に対する新しい病院の構想の中でメリットというものなんかは発生するのかどうか、その辺をどのように捉えているかちょっとお伺いさせていただきます。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 3月に策定された基本構想には、検討課題の一つとして、新病院が周辺の医療機関等と積極的に機能分担、連携していくことが重要としまして、町立病院との連携としては、療養を必要とする慢性期の入院患者の受け入れ依頼や、医療従事者のスキルアップ支援などを検討することとしております。ただ、まだ具体的な内容は示されておりません。

ご質問の人工透析に関しましては、新病院の基本構想によれば、議員おっしゃるとおり、実施しないということが示されております。県立河北病院では、現在、人工透析に関しては規模を縮小しながら実施していると聞いております。

また、現2病院が持つ機能の一部を他の病院に移行することも検討すると示されておりますが、人工透析に関する我が町立病院へのご要望は今のところはないというようなことでございます。

なお、町立病院の人工透析者は13名でございまして、受け入れ可能枠は2名でございます。今後、河北病院で治療されている患者さんをこの枠内に受け入れることができれば、町立病院にもメリットがあると考えます。

しかしながら、現状、可能な枠以上の患者様を受け入れるためには、ベッド数や透析機械のさらなる整備、人工透析治療に対する可能な医師の確保が必要となるため、必ずしもメリットがあるということにはならないかなと思っております。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） 回答ありがとうございます。

今の回答ですと、人工透析等はやらないというような形で新病院は決めているようですが、けれども、町での余裕枠も2名しかないというふうな形の中において、もし万が一、町立病院の受入れ体制の危機とか、そういった支援も含めた形で西川町を利用するような形の話が出てくれば、また町立病院の運営に対するメリットというような形も出てくると思いますので、その辺を総合的な判断をしていただいて、やっぱり町からもPRするところはPRするというふうな考えで、ぜひこの西村山地区のエリアの県立病院の体制をつくって、町の考えも入れてつくっていただきたいなというふうに考えているところでございます。

質問2のほうに入らさせていただきます。

町立病院の令和7年度予算で説明されている2つの事業について、お伺いをさせていただきます。

説明の中にあった事柄の2つの中で、最近、自動車の購入期間が非常に長く、納入期間が非常に長くなっています。特に架装が伴う車両は納期がかかるようになっていて、同じ架装車両でも、今年度予算化されていたトイレカーや、今回の議会に提案があった緊急物資の運搬車両などは既に議会に提案されていますけれども、この7年度の病院の予算の中で、問い合わせとして書かせていただいている医療MaaS車両の導入について、まだ動きが我々にないわけですけれども、発注の準備などの現在の状況についてどのようにになっているのかお伺いさせていただきます。

○菅野議長 答弁は土田病院事務長。

○土田病院事務長 飯野議員のただいまの質問にお答えいたします。

令和7年度の予算に、医療DXの推進による遠隔医療拡大事業として計上しております。その中の事業の一つであります医療MaaS車両の導入については、新しい地方経済・生活環境創生交付金デジタル実装型を財源として計画して、今年4月に交付決定を受けております。

3月に改訂いたしました西川町立病院経営強化プランでは、「経営強化プランの取組で施設整備の最適化」、これからデジタル化への対応として「医療MaaS車両の導入によるオンライン診療の多様化」と記載しております。また、経営の効率化などとともに、主要事業としまして医療MaaS車両の導入により、通院のための移動が困難な町民を支援する事業の実施についてを記載しております。

では、医療MaaS車両と車両を用いた遠隔医療の説明を最初にさせていただきます。

本事業で導入を予定しております車両は、軽トラックの荷台部分に診察ができるスペース

を架装した車両になります。この診察車両の利用を見込んでいる対象となる方は、こちらもプランに掲載しておりますとおり、町立病院へ通院する交通手段がない方や、体力や認知機能の衰えなどのために移動手段があっても来院しての受診が難しい方を想定しております。

診察を受ける際は、車両の荷台に乗り込んでいただき、荷台部分の診療スペースから町立病院にいる医師とのオンラインによる遠隔診療を実施いたします。遠隔診療につきましては、医師の移動時間を必要としないため、限られた医師の人数で効率よくリアルタイムで診療を受けることができ、質の高い医療を提供することができるようになります。

最後に進捗状況ですが、現在、車両の荷台に取り付ける診察部分の仕様の打合せを進めているところです。診察スペースにはベンチシート、座るところですが、ベンチシートと跳ね上げ式の机を装備いたします。また、診察に必要な機材とインターネットへの接続するための機器、蓄電池を積載する予定でございます。この医療MaaS車両につきましては、遠隔診療のほかにも災害時の医療拠点やタブレットの使い方教室などへの移動など多様な目的に使用することとしております。

最後に、車両の入札時期、発注時期につきましては、今月6月中旬から下旬に予定しております。納期につきましては、先ほど飯野議員もおっしゃいましたとおり、なかなか今納期が難しいというところを言われておりますが、3月になってしまいますが、3月の上旬頃を見込んでいるところでございます。以上です。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） 回答ありがとうございます。

この医療MaaS車両については、私も予算案の説明を聞いたときに大変いい事業だなと思っております。と申しますのは、今説明あったとおり、オンラインの診察対応とか、それから通院ができない患者さんに対する集中支援とか、それから当時の話ですと、イベントなどでの活用もできるんじゃないかというふうなお話の説明もありましたけれども、そういうふうに思つた総合的なことを考えると非常にいい車両の導入を考えていただいているなというふうに思つたところです。

なお、質問の発注準備については、現時点では仕様の打合せをきちんとやっていらっしゃると。入札についても6月下旬というふうな明確な回答をいただきました。ぜひ遅れることなくMaaS車両の導入について事業を進めていただきたいというふうに思います。

それから、問い合わせのほうの質問に入らさせていただきます。

同じ令和7年度の予算の中で、結構高額だった項目の中に電子カルテの更新というふうな

形のことが書かれ、計画されておりました。こちらのほうのスケジュール、どのようになっているかお伺いさせていただきます。

○菅野議長 答弁は土田病院事務長。

○土田病院事務長 飯野議員の2つ目の質問にお答えいたします。

こちらの予算につきましても、先ほど申し上げました医療M a a Sの予算と同じ科目に計上しております、医療D Xの推進による遠隔医療拡大事業として同時に計上しているところです。

電子カルテのシステムの更新につきましては、平成29年度に導入しました電子カルテシステムのサポートの終了と機器の経年により今回更新を行うものでございます。今回の新たな導入といたしまして、診療所や訪問診療でも電子カルテを利用することができるようになります。また、離れた場所でも過去の検査データや撮影画像をその場で参照することにより、きめの細かい診察やカルテ作業の効率化が期待できるようになります。また、訪問診療をオンラインで行うことも可能となり、医師の移動による負担も軽減されることとなります。先ほどの医療M a a Sと同じような医師の負担軽減ということで期待されることになります。

今回更新する電子カルテシステムにつきましては、国が医療機関のD X化として推進している標準化された電子カルテの規格に対応できるものでございます。予算に計上いたしましたとおり、更新や今後の運用には大きな経費がかかります。しかし、患者や病院職員にとっても大変メリットは大きく、また、若いお医者さん、若い先生が勤務や研修を行う病院を選ぶ際にも電子カルテ導入の有無が大きな判断材料となっております。今後の医師確保の観点からも不可欠なインフラ整備となっているところです。

では、最後にご質問の更新スケジュールを申し上げます。

今回4月に交付決定を受けまして、5月26日に見積り合わせを執行いたしました。落札業者につきましては、株式会社Y C C情報システムです。これから8月頃まで、病院内の部門ごとに業務に合った仕様の整理をしながら、新システムへの移行と機材の整備を行っていくところです。その後、電子カルテへの入力トレーニングを行いまして、10月には完全移行となる予定でございます。以上です。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） 回答ありがとうございます。

窓口の業務だけでなく、往診のときにも非常に使えるメリットが大きいというふうな説明も含めて、スケジュールは5月26日に見積り合わせをして、10月からは使えるというふうな

形で説明をいただきましたけれども、それに伴って、例えば今現在に受付、精算やっている事務に対するリスクが発生しないのかどうか。

あと、その辺のところをちょっと。あとというか、変更に伴う期間というのは10月というような形で明確に答えていただきましたんで、関連質問として一つだけちょっと。窓口の受付、精算業務に対する事務のリスク関係、10月までの間に発生するのかどうかだけ、ちょっと関連質問をさせていただきたいと思います。

○菅野議長 答弁は土田病院事務長。

○土田病院事務長 多分、窓口だけではなくて、ほかの部門のシステム関係のリスクとかもあるかとは思いますが、一方で、現在のシステムを稼働しながら、別なところで新たなシステムを構築していくというところでやっていく予定になっております。

実際、10月から新しいシステムが稼働した後につきましても、過去のカルテなども参照できるように、同時に参照できるようなシステムの構築の仕方をしておりますので、リスクはないと考えております。以上です。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） リスクはそんなに大きくは発生しないというふうな対応ができるというふうな事務長からのご答弁いただきました。ひとつ、電子カルテの導入をよろしくお願ひいたします。

問い合わせのほうに入らさせていただきます。

先ほど、町長からは町立病院は維持するというふうな形のお話がありました。その前提となるやっぱり医師の確保、ほかの医療スタッフの確保に向けた考え方、実際に今まで行ってきた具体的にどのようなことをやっているのかお伺いできればというふうに思います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご質問ありがとうございます。

先ほども申し上げたとおり、病院を維持していくと申し上げました。これは、私が在職中はというふうに付け加えさせていただきましたけれども、それは、今までのような国の交付金を得るような状況であれば、財政面では何とか維持できるという見込みは私どもも立てているということでございます。

しかし、ご指摘のとおり、医師の確保については自力でできない部分もございます。それは医師の派遣を受けているからでございます。このため、医師や看護師さんの確保については3月に改訂した病院経営改革プランにも今後の取組として明記をいたしました。医師の高

齢化による若手、中堅の常勤医師の確保と看護師等の確保について検討していくこととしております。

町立病院の常勤医師は、先生は3名いらっしゃいまして、そのうち1名は地域医療従事医師として県立中央病院から派遣をいただいております。この地域医療従事医師の派遣につきましては、毎年山形県に要望しなくてはならず、今後も要望を実施してまいります。

令和6年度から、毎月私と院長、町立病院の院長と総看護師長等との意見交換を実施しております。私たち病院の経営側と実務執行責任者の院長と心を一つにして、この難局に取り組まなくてはいけないと思ったからでございます。この意見交換会を経て、様々なことを優先順位をつけることにも役立っております。

例えば、若手医師や看護師の確保につながる対策としてご要望をいただいた派遣医師の内科医長への昇給、これも実施いたしました。看護師の主任昇給の人数枠の拡大も実施することができました。いずれも対話によるご要望でございました。

そのほか、令和6年度には、休日や夜間の日直、宿直業務を行う非常勤医師の派遣依頼に、私と院長が一緒になって山大の医学部附属病院を訪問し、派遣のお礼と翌年度の派遣の継続と追加で整形外科への追加派遣を要望してまいりました。「院長と一緒に派遣を依頼することは、訪問することは20年以上ぶりだ」というふうに、山大の先生からはいただきましたので、これをしっかりと西川町も取り組まなくてはいけないなと思っております。

プランにも主要事業として示しておりますが、令和7年度も継続して7月と11月の2回を、非常勤医師の確保のために2回ご訪問をしていきたいと思っております。その他の医療職でも、2年前に看護師が退職したことによる補充と1名での放射線業務対応の見直しによる増員の要望が労働組合からも以前からありました。今年4月の採用に間に合うよう1月から募集を行っていたのですが、残念ながら応募はなく、働く環境を改善するために4月以降もその募集を継続したところでございます。これまで募集も継続的にはされていなかったという状況ですが、何とか放射線技師さんを採用したく、継続をしてまいりました。

その結果、放射線技師さん1名を採用することができまして、7月から働いていただけることになりました。看護師につきましては、引き続き令和7年度を通じての募集、年間通りの募集や、町や看護協会のホームページの周知を行ってまいります。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） ありがとうございます。

今、町長からの答弁あったとおり、20年間やっていなかったことを、自ら非常勤医師の確

保のために山大病院に対して訪問して、医師の確保依頼というようなものをやってきたと。今後は年2回予定するというふうなことと、それから、同じくスタッフというような形で、技師の確保もようやく採用できて、7月から勤務していただけるというふうな形も決定したというふうな大変病院の体制維持に対して明るい報告をいただいたことをよかったですというふうに思っております。

これ、質問をつくるときは、そういうふうな情報をちょっと知らなかつたものですから、今後も継続した病院維持の取組をお願いしてこの質問を終わらさせていただき、次の質問に入らさせていただきます。

次の質問です。

これまでに、私が一般質問で質問した、提案してきた事項2つについて、現在までどのように進捗しているのか確認をさせていただきたくて質問をさせていただきます。

問い合わせ1ですけれども、銘水館売店の直売コーナーは、今、山菜シーズンの時期となり、いきいき直売会のメンバーの努力もあって、良いものを適正価格で販売し、直売会も年間4,500万円以上の売上げで、銘水館の集客の一助となっていると思います。

生産者は、月山の恵みシールを活用して商品価値アップを図っていますけれども、以前、私提案させていただいた商標登録の進捗状況、これがどのようにになっているのかお伺いさせていただきます。

○菅野議長 答弁は渡邊みどり共創課長兼農業委員会事務局長。

○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長 お答えいたします。

直売所直売会においては、近年の気候変動等の原因によって、昨年もキノコとかが出荷数量減少しております、そういう傾向にはあるんですけども、直売会の皆様の、生産者の皆様含め、ご努力によりまして、昨年度も4,500万円以上売り上げておるというところでございまして、道の駅の集客の一助に明らかになっていると言えると思います。直売会の皆様にまずは感謝を申し上げたいと思います。

商標登録の件につきましては、新地方創生交付金ですね。こちらは獲得することできましたので、資金については準備できました。具体的な手続についてはすみません、まだ着手しておりませんが、まずは弁理士等の商標登録の専門家のほうに相談させていただきまして、月山の恵みという商標、マークといいますか、絵も含めて使用可能かについて調査させていただきたいなと考えております。

その後、商標で使えると判明した後、出願の手続に移るわけでございますけれども、町で

商標登録過去にした例としては月山和牛がございますが、月山和牛の場合は、出願から登録まで約5か月ほどかかったと把握しております。なので、月山の恵みが無事順調に登録される運びとなった場合ですと、恐らく年明け以降の登録となるのではないかと考えております。まずは商標登録を押さえていくことが重要なと思っておりますので、そちらのほうを優先して進めさせていただきますが、商標登録がひとつ登録された場合には、利用規約等整備をしていきまして、町内の生産者が広く使えるような仕組みも並行して考えていきたいと考えております。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） 今、課長から答弁いただきありがとうございます。

資金は確保、新地創で資金は確保できたというふうな形で、あとは商標登録の準備というような形で、以前も私話していますけれども、月山の恵みそのものは、漢字の恵みでは鶴岡の方がもう登録、商標を申請済みというか、認可済みというふうな形になってますんで、今、課長からおっしゃっていただいたとおり、別なロゴにするのか、それとも、以前私が話した「月山のめぐみ」をそのまま西川は平仮名でいくのかというふうなことも含めてやっていただきたいなというふうに思っております。

というのは、一昨日も西川町の総合開発株式会社の好決算の話を報告受けさせていただきましたけれども、あの中にもいきいき直売会の販売手数料売上げ、利益ですけれども、435万3,000円が計上されておりました。そういうことを考えると、重複しますけれども、銘水館の売店のさらなる売上げアップというふうな形を考えても、やっぱり生産者を後押しするためにも今後統一した登録のほうは大切な取組と思っておりますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

時間押していますので、問い合わせ2のほうに移らさせていただきます。

商品を持ち込んでいる生産者は、昨今の物価高騰による使用する費用とか、それから加工する費用とか、そのための備品購入も大変利益確保が苦労しているというふうな形がございます。メンバーの方々は、良い商品を生産するために様々な苦労をしているわけですけれども、それに対する町、もしくは第三セクターでありますNSKからの支援とかは考えていただけないのでしょうかという質問をさせていただきます。

○菅野議長 答弁は渡邊みどり共創課長兼農業委員会事務局長。

○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長 お答えいたします。

物価の高騰対策についてですけれども、過去に、令和4年度には燃料費ですとか肥料費の

補助を実施したことがあります。令和4年以外にも実施した年はありますが、令和4年度には実施した実績がございます。

この背景ですけれども、例えば肥料の価格ですが、いわゆる窒素、リン、カリ15%のオール15、1袋の価格が令和4年1月時点だと3,227円、これは全国平均価格でございますけれども、これが令和5年1月、1年後には5,000円、5,035円程度に急騰したと、そういう背景がございます。これはウクライナ戦争の影響だと考えていますけれども、そういう背景がございました。

一方で、令和6年から令和7年にかけては、1袋当たり大体4,000円から4,200円程度で推移しております。令和3年度時点と比較しますと、依然高値ではあるものの、この4,000円から4,200円程度の価格で安定しているというような状況でございます。

このように、令和7年現時点では、令和4年度並みの急騰は見られておりませんから、現時点では支援の実施は考えておりませんが、令和4年のような世界的な情勢の変化がありますと、また急騰ということもあり得ますから、社会情勢は注視してまいりたいと考えております。

また、我々からの補助というわけではございませんけれども、直売所の農産物、大変好評であると私も聞き及んでおります。午前中には売り切れてしまうというような状況と聞いています。私も実際、買物しますけれども、ネギとか、近隣のスーパーよりも圧倒的に安い価格で売られているなということもありますので、直売会の皆様におかれでは、さらなる価格転嫁できると思いますので、そちらのほうのチャレンジもぜひお願いしたいなと考えております。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） 現時点では支援はちょっと考えていないというふうな答弁だったんですけども、農産物は生産者が手塩をかけたきめ細やかな管理と、気候への気配り、最近ではイノシシとかカモシカ、野生動物等の対策も不可欠な課題となっており、実際は町でも全然支援していないんじゃなくて、電気柵の設置の補助とか、それから狩猟免許取得の補助とか、それからみどり共創課さんの中には鳥獣狩猟室設置などの対応を取って、生産者の対応を行っていただいているというふうな形で私認識しております。

ただ、今、課長からもあったように、今後の情勢を踏まえて、費用高騰などあつたら、ぜひ補助の対象なんかも考えていただければなというふうに考えているところでございます。答弁ありがとうございました。

次の問い合わせの質問に入らさせていただきます。

道の駅にしかわに設置されている急速充電器に、今現在、機械入替えのため、7月31日まで使用できないという旨の表示がされています。問い合わせ1です。

入替えというのは、国の次世代自動車振興センターの充電器入替え100%補助を活用した事業と考えますけれども、事前申請の件はどのような状況になっているのか質問をさせていただきます。

○菅野議長 答弁は柴田観光課長兼かせぐ課長。

○柴田観光課長兼かせぐ課長 道の駅の件ですので、私のほうからご答弁をさせていただきたいと思います。

道の駅の駐車場入り口の急速充電器が保守にかかる耐用年数が経過したということで、議員ご指摘のとおり、ご利用いただけない状況にあるということは承知しております。指定管理の受託先でもある西川町総合開発株式会社様のほうで、その旨の表示と、あと、また東北道の駅連絡協議会というものがありますが、そちらのホームページのほうで周知をさせていただいているところです。

さらに、3月の全協、また先般の全協でも申し上げましたとおり、道の駅の芝生公園などの改修工事ということで今進めているところでありますので、充電器の更新につきましては、この工事の内容と連動しながら今進めているところです。

実際には、既存の充電器の撤去とかランニング費用、その経費を含んだ国庫補助金の活用を念頭に置かれている提案事業者の方と調整を重ねさせていただいているところです。飯野議員からありましたとおり、具体的にはこの事業者が経産省の「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」という長い補助金名になりますが、そちらの補助金に申請をさせていただきました。その事業者さん、提案事業者さんのお話になりますが、8月頃までの交付決定を受けまして、12月をめどに設置を完了していきたいという考えに至っていただいているとお聞きしております。

いずれにしましても、町といたしましても、国のほうでカーボンニュートラルの実現に向けてという、2050年に向けてというところがありまして、環境性能に優れたクリーンエネルギーの自動車の普及が重要だという考え方であるという部分については同じと捉えておりますので、道の駅の充電インフラの整備に向けて、こちらの提案をいただいた事業者さんと進捗状況を今後も確認してまいりたいなというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） 答弁ありがとうございます。

質問するに当たって、私も次世代自動車センターの交付申請状況を見ると、残念ながら第1期分は全国2,336台の充電器設置で予算オーバーとなって、1期分は申請締切りというふうになっています、5月17日現在で。調べてみると、今、課長も捉えていらっしゃいますけれども、7月に2期分のまた同じ100%の交付というふうな形の申請受付が開始されるというふうに私も承知しております。

これは、課長おっしゃるように12月の実績報告で、最終完成1月までにしなくちゃならないというふうな形になりますので、そのためには、事前に申請する書類、これの準備を怠らないような形にしていただいて、私が指摘するようなことではないと思いますけれども、7月2次の申請開始されると同時に申請しないと漏れてしまうというふうな危険性もありますので、ぜひ対応準備をよろしくお願ひいたします。これに対しては回答要りません。

次の質問に移ります。

2番の質問として、以前、私質問したときに、弓張平の体育館に設置するなどの回答も一部いただいたように私認識していますけれども、この辺のところの進捗についてお伺いさせていただきます。

○菅野議長 答弁は渡邊みどり共創課長兼農業委員会事務局長。

○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長 お答えいたします。

町内における充電器の設置につきましては、令和5年度にみどり共創課のほうで調査させていただきました。その結果、弓張平公園の指定管理者から設置の希望がありました。このため、先日の令和5年の議会で設置を希望する民間事業者がいるという旨の答弁をさせていただいたと記憶しております。弓張平公園につきましては、県の施設でございまして、設置を希望したのは公園を指定管理している事業者でございます。

このため、町としましては、当時指定管理している事業者に対して、充電設備を設置する事業者を紹介させていただいたという形でございまして、その後につきましては、その後のやり取りには関与しておりませんでした。

その後の状況について、先日、先週末聞き取ったところ、指定管理者のほうに聞き取ったところ、県の担当者と指定管理者のほうで協議はして検討はしたもの、設置まで至らずに現時点では話が止まっているということでした。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） 回答ありがとうございます。

実際には、道の駅に関しては機器の導入に関しては100%補助なんですけれども、ああいう施設に関しては100%補助じゃなくて、やっぱり負担が出てくるんですよね。そういう関係でなかなか進まないというのもあると思いますけれども、実際、日本ではEV、PHVの普及、正直言って思うようには進んでいないというのが現状です。アメリカ、日本は特に進んでいない。ヨーロッパ、中国、中国が特に勢いよく進んできているというような形なんですけれども。

ただし、国では普及に対する考え方の方向修正は行っていません。そういう関係で、まだまだインフラ整備に対する重要性も必要というふうな考え方で、継続した補助金を出しているというふうな状況になっていますので、我が町でも観光、そしてまた、交流人口の増を目指しているわけでございますので、ぜひ西川町は他自治体よりも優れたEV、PHVの充電インフラ整備をしてはいかがでしょうかというふうな形の投げかけをさせていただいて、私の一般質問というふうな形にさせていただきます。いろいろありがとうございます。

○菅野議長 以上で、2番、飯野幹夫議員の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩します。

再開は午後1時とします。

休憩 午前1時57分

再開 午後 1時00分

○菅野議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 佐 藤 光 康 議員

○菅野議長 続いて、6番、佐藤光康議員。

[6番 佐藤光康議員 質問席へ移動]

○6番（佐藤光康議員） 6番、佐藤光康です。

まず最初に、お金の使い方について、疑問に思っていることを率直に質問いたします。

まず、質問1です。

令和6年度の西川みんなのまらい創造協議会について質問します。

昨年8月の役職名簿に、新たに町が設置した協議会として4つの協議会が書かれています。その1つが、「ファンから移住へ 西川みんなのまらい創造協議会」です。この組織の目的は、町内外人材の共助の取組による「誰一人取り残されない社会を実現することを目的とする」としています。主な事業としては、いきいきお茶のみ会、自動車免許返納者への交通補助、駅伝競走大会、文化祭など、町民の生活や文化活動に欠かせない事業が入っています。

(1) です。

この協議会への町の負担金は幾らですか。また、その金額の根拠は何ですか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

[町長 菅野大志君 登壇]

○菅野町長 佐藤光康議員から、令和6年度、西川みんなのまらい創造協議会についてご質問いただきましたので、お答えをいたします。

最初の協議会に対する町の負担金は幾らかということでございます。

令和6年度予算において、町から、「ファンから移住へ 西川みんなのまらい創造協議会」に支出した負担金は、総額7,100万260円でございます。

内訳は、DX、デジタルリテラシーの向上と、中山間地域の通信環境整備事業負担金が1つ。もう1つは、DXによる生涯学習、健康寿命の延伸事業、これが2つ目。3つ目としては、高齢者等の共助、DX、デジタルの推進事業負担金の3つでございます。計6,307万円でございます。また、別途、高齢者世帯等除雪支援事業793万260円でございます。

ご質問、もう1つ。2つ目、その金額の根拠は何かということでございます。

事業内容は、令和6年第1回定例会における予算特別委員会にて説明したとおりでございます。事業費は、過年度の事業実績額や業者見積り等を参考に算出をいたしました。なお、令和6年第1回定例会における予算特別委員会の中で、委員の何名かの皆様から、事業の内容が分からず、詳細を教えてほしいというようなご意見を頂戴いたしましたと聞いております。

このため、令和7年第1回定例会における予算特別委員会においては、負担金の内訳を示した事業の一覧表を提出させていただいたところです。

以上です。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 昨年、令和6年度の予算ですね。みんなのまらい創造協議会、デジタルで関連させる事業が分からぬということで、出してくれということで私も求めて、具体的な事業の名前が出ました。

ところが、この事業、幾ら費用が一つ一つかかるのかが結局出されませんでした。昨年12月、まらい創造協議会の負担金は幾らですかと聞いたときは、5,362万円と町が答えていました、今、7,000万ぐらいの話でした。ですから、その後に高齢者除雪の支援が入っているのかなと思います。その具体的な一つ一つの事業の費用を、それを全く出さないということは、もう私たち議会としては、創造協議会に負担金5,362万円ですよと。普通でしたら、一つ一つの事業が幾らかかって、それで5,362万円ですよというふうに出されれば分かるんです。ところが結局それが出ないので本当にこれでいいのかという、ずっと私疑問に思っているんです。これ、なぜそれぞれの事業費を出さないんですか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答えします。

通常、負担金を細かくうち分けるようなことは、多分西川町ではあまりしていなかったのかなと思います。もし求められれば、そこの負担金は別に隠す必要もございませんので、そのときにお示し、宿題をまたいただければ、こちらのほうで対応していたかなと思います。

なお、決算委員会のほうでは、そのあたりは9月になれば数字として出てきて、皆様のご審議をいただくことになると思いますので、ぜひその際にご覧いただければなと思います。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 今年度も同じなんですよ。今年度のまらい創造協議会負担金として、5,362万円が出ていると。中身は全くないと。事業は何があるのか、具体的な事業費が幾らかそれも出でていない。

具体的に聞きます。まちづくり団体活動補助金があります。1団体当たり上限25万円の補助金が出ています。令和6年度は、西川アスリートランニングクラブなどに交付されています。これは誰がこの補助金を交付したのですか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 今、今年度に関しては……

[「令和6年、去年」と呼ぶ者あり]

○菅野町長 質問で……

○菅野議長 今、7年とおっしゃいましたね。7年度分ですよね。

○6番（佐藤光康議員） 失礼しました。令和6年度、昨年度。西川アスリートランニングクラブ、令和6年度に交付されていますから。令和6年度に1団体、上限25万円の補助金を交付したのはどなたですか。誰ですか。

○菅野議長 答弁は内藤副町長。

○内藤副町長 協議会の令和6年度の補助金は、協議会のほうの代表者ということで、私の名前で交付しています。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） そうなんです。きちっと町では令和6年度、西川町まちづくり団体活動補助金交付要綱というのをつくっているんです。第1条で協議会の会長、副町長が交付しますということで出ているんですね。ところが、令和5年度はこれは町の仕事でした。去年からこの協議会にいったと。今年度は協議会ではなくて、町の仕事になってくるということでいいんですね。

○菅野議長 答弁は内藤副町長。

○内藤副町長 議員お見込みのとおりでございます。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 令和5年度に町の仕事だったものが、かなりの部分が協議会のほうに移っているんです。例えば昨年、ネットワークにしかわ7月号に、いきいき健幸活動補助金募集が出ました。健幸というのは健康の「健」で、康は「幸せ」です。65歳以上が対象で、補助額25万円です。お問合せはみんなのまらい創造協議会事務局でした。これも、みんなのまらい創造協議会が実施したということだと思います。実際に、西川町老人クラブ連合会など4団体に交付されています。この健幸活動補助金、65歳以上向けの補助金、これは議会にも何も説明ありませんでしたけれども、いつ、どこで、誰がこれをやるということを決めたんでしょうか。

○菅野議長 答弁は内藤副町長。

○内藤副町長 協議会と町の執行部の中で相談した結果、使用したということです。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） そういう形で協議会と町で話して、七千万余りの負担金をぽんと出して、そこで何かいつの間にか決まっているという、何かちょっと不思議な感じがするわけです。みんなのまらい創造協議会の事務局はどこにありますか。

○菅野議長 答弁は内藤副町長。

○内藤副町長 教育委員会のまなぶ課にございます。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 今の副町長の答弁ですけれども、ちょっと違うと思うんです。去年の7月号のネットワークにしかわ、そこに65歳以上対象で、いきいき健幸活動補助金の募集をしていると。お問合せはみんなのみらい創造協議会事務局、括弧、西川町総合開発株式会社内ですよ。ちょっと違うんじゃないですか。

○菅野議長 答弁は内藤副町長。

○内藤副町長 協議会のほうから総合開発様のほうに業務を委託したというところで、問合せ先が委託先の総合開発になったということでございます。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） ということは、町がみらい創造協議会に負担金として七千万余りを出していると。これは結局、総合開発に委託したり補助金出したりして、総合開発がやっている事業ということなんですか。

○菅野議長 答弁は内藤副町長。

○内藤副町長 委託ですね、一部の事業をということですね、はい。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） だと、どういうものを町の事業が総合開発に委託されているのか、その説明を議会にしてもらえますか。

○菅野議長 答弁は内藤副町長。

○内藤副町長 9月の決算のときに説明させていただきます。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 先週の全員協議会で、西川町総合開発の報告がありました。総合開発の売上げです。町からの委託や補助金による事業の売上額が、昨年度は前年度に比べて5,753万円増えているという報告がありました。これだけ町の事業が、去年の協議会つくる中で出ているということになるわけですね。具体的にはみらい創造協議会に負担金をぽんと出して、議会にはほとんど説明がなくて全く分からぬという、ブラックボックスになっているように思うんです。非常に深刻な、ちょっと税金が見えないというところでは、非常に大きな問題だと思うんです。

（2）にちょっと話を進めますけれども、昨年度の西川みんなのみらい創造協議会に対する町の負担金は、国のどんな交付金を使っていますか。

〔発言する者あり〕

○6番（佐藤光康議員） それは（2）です。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご質問、ありがとうございます。

先ほど、負担金として出した仕事がブラックボックスのようになるというふうにおっしゃいましたけれども、ご説明を求めるようにご指摘いただければ、多分協議会のほうからそこはご説明をいただけるのかなと思っております。

また、メリットとしては、職員の今までの仕事が楽になるということがございます。にしあわ花火祭りとかですね、そういったこともありますので……あと、急な法令の改正や、また、小学校の雨漏りの改修とかもございますんで、そういった職員の負担を減らしたいというようなことで、職員と共にそれはありがたいなというような話をしていたと思います。

財源、ご指摘の協議会……これ、1つの協議会でいいんでしたっけ、みんなのみらいでいいんでしたっけ。

〔「みんなのみらいです」と呼ぶ者あり〕

○菅野町長 みんなのみらいの協議会に対する町の負担金の国の交付金で、何を使っているかというご指摘をいただきました。

高齢者除雪補助事業は、こちらも佐藤光康議員から再三ご質問いただいていますけれども、こちらは一般財源で措置しております。そのほかの事業は、デジタル田園都市国家構想交付金の活用を想定しておりました。同交付金に当たっては、西川ファン、いわゆる関係人口ですね。こちらを巻き込んだ取組を実施する必要がありました。これは国の方針に合わせた形になります。しかしながら、昨年、大雨や大雪の気象状況や、事業開催の日程により、残念ながら関係人口の参加が見込めないことも多々ございました。西川ファン、関係人口や、デジタル町民を巻き込むことの難しさを昨年度実感したところでございます。

このため、交付金の事業計画に沿った内容での事業実施が困難となりました。例えば、先ほどおっしゃっていただいたランニングの事業とか、こちらは関係人口をどんどん巻き込んで、国の補助金を活用していこうというような方針でございましたが、今回はそういった方向にはなかなか実施者もなれなくて、つまり事業実施が困難、関係人口を巻き込んだ事業実施は難しかったということでございます。

このため、天候とか、あと事業実施者が関係人口を巻き込めなかつたことから、前年度まで実施していた既存事業と全く変わらない事業になってしまったものもございます。先ほど

おっしゃっていた、やりたいことの活動補助金というのは、前と同じような取組、事業になってしまったということでございます。このため、交付金の対象とはならない可能性が出てきたと私のほうも判断いたしました。こういった天候不順とか気候変動の事情も踏まえて、内閣府に伺って相談をいたしました。町の単独事業とすることとして、交付金の活用をしなけれども、そのような形でよろしいかというふうに担当官のほうにお伝えいたし、了承をいただきました。

なお、国の交付金相当額の財源措置については、これ私も要望に行きましたけれども、除雪対策に関する要望、個別の要望、また、町村会の要望の結果、特別交付税が想定より1億7,300万円上振れました。このため、当初予算の歳入見込みも多めに措置し、留保財源が生まれました。この財源をもって一般財源に振り替えたところでございます。

以上です。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 大変びっくりしました。国から、この分だとお金が来なかつたということなわけです。初めて聞いたわけです。

このみんなのみらい創造協議会、町の事業、みんなの生活や文化に関わること、これを2024年8月、去年の8月にデジタル田園都市国家構想交付金を獲得したことによって、新たに設置しました。ということで、去年の8月に役職名簿に載ってるんですよ。ですから、これ獲得したわけですから、獲得してみんなのみらい創造協議会をつくったということです。ということは、獲得したんだけれど、採択されたのに交付されなかつたということ、ということでしょうか。なぜ交付されなかつたんでしょうか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 こちらは交付されなかつたということではありません。実施報告は……年度が終わって4月に入ってから、こちら側がこれぐらいの予定どおり実施できたものに関しては、実施報告として申請して、報告して交付金を得るというような形でございました。私たちはそれよりも前に、これはやはり関係人口を巻き込むことが、天候や優先順位がその時々で変わりましたので、職員の負担もあって今までと同じ事業にしようと。関係人口を巻き込むか巻き込まないか、それだけで国の交付金が得られるかどうかでございます。ですので、このために元々交付金を得られないからといって、今までやっていたことを減らした事業というのございません。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） みんなのみらい創造協議会の事業の中に、去年の役職名簿で紹介されている主な事業の中に、民生委員の報酬というのがあります。民生委員の報酬というのは地方交付税で国から来るわけです。国から来るのに、デジタル田園都市国家構想交付金で獲得した協議会で実施をする事業と書いているんですよ。ということは、国から地方交付税でもらっているのに、さらにデジタルでもらおうということに見えるわけですよ。

ですから、この申請の仕方がそもそもおかしかったということはないのかどうか。デジタル田園都市国家構想交付金の目的に合っていなかつたということではないんですか。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 民生委員の報酬、どこから来るか分かる方、課長さんいらっしゃるんじゃないですか。健康福祉課長、分かりませんか。民生委員の報酬。国の地方交付税で来るわけですよね。地方交付税ですよね……はい。それをもらっているのに、デジタルでまたお金もらおうとするのはおかしいんじゃないですかと言っているわけです。その目的が何か違うんじゃないかなということを言っているわけだ。

○菅野議長 答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長 お答えいたします。

普通交付税というものは一般財源でございますので、その普通交付税の算定は、例えば基礎数値がいろいろございます。人口とか都市公園の面積とかと。そういうのが全部含まって、一般財源として町で入れるわけです。ですので、道路を維持する……道路延長でも来ますし。ですので、それを特定財源というような扱いではなくて、民生委員、児童委員さんの費用として認められているものは一般財源でありますけれども、それ以外に特別に活動いただけるものに対して、今回デジタル田園都市国家構想で申請したというものでございますので、要するに特定財源ではないということのご認識でご理解いただければと思います。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 民生委員の報酬は地方交付税で措置されると。ですから、何名いたら、しっかりと地方交付税で措置されるわけです。あと、その活動費、それもちゃんときちんと国から出ますというふうに書いていました。

ということで、ですから、それにデジタルでまたお金もらおうとするということは、その事業に出ていているということ自体がおかしいんではないかということを言っているわけです。ですから、申請の仕方ですね。申請、やり方がちょっと非常に私は問題があったんではないかという疑問を持っているんです。

（3）に移ります。時間がないんで。

〔発言する者あり〕

○6番（佐藤光康議員） いや、いいです。

（3）です。

西川みんなのみらい創造協議会が実施する事業で、それぞれの事業に国から交付される金額は幾らですかという質問ですけれども、これはもう一般財源でやるということでおよろしいわけですね。

○菅野議長 これ、みらい創造会の協議ということでいいんですよね。

〔発言する者あり〕

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答えいたします。

協議会が実施する事業でのそれぞれ協議会が実施する事業で、それぞれ事業費に国から交付される割合は幾らですかというお答えでございます。答えがなかなか難しいんですけれども、先ほどのように西川町、もう少し民生児童委員の方に対話していただけるとすぐ分かるんですけれども、西川町は国の予算を頂いている以上に、民生児童委員に上乗せで、幅広い活動をしていただいているので上乗せしております。まだまだ安くやっていただいているというのがありますので、そういったタブレットを教えてほしいというような新しい事業をつくって、これもともとの人件費とは違います。タブレットをお1人暮らしでも教えてほしいというような、そういった新しい事業によって何とか手当を貰えないか、上乗せできないかというような補助金の申請の内容でございます。

これらはDXリテラシーの、先ほど申し上げたような、これら事業に入っていますけれども、協議会が実施する事業はDXリテラシー向上と、中山間地域での通信環境整備事業負担金、これが1つ。2つ目、DXによる生涯学習、健康寿命の延伸事業負担金。3つ目が高齢者等の共助DX事業の負担金と承知しております。

このうち、先ほどの高齢者の除雪は一般財源で措置することから、国の交付の充当はございません。その上で、デジタル田園国家構想交付金を活用した場合には、原則事業費の2分の1が交付されるものとなります。具体的にはDXリテラシー向上と、中山間支援での通信環境整備事業負担金など、先ほど申し上げた3つの負担金事業ですね、こちらの事業の2分の1が措置をされることになります。

繰り返しになりますけれども、同交付金の活用に当たっては、西川ファン、いわゆる関係

人口を巻き込んだ取組にする必要が国の交付金をもらうためにはありましたが、大雨や大雪の気候変動や事業開催の日程により、関係人口の参加が見込めないことも多々ございました。関係人口やデジタル町民を巻き込む難しさを実感した昨年度、職員も私もだったかと思います。交付の実施計画書に沿った形での事業は困難となり、このことから、デジタル田園都市国家構想交付金の実績としては報告しておらず、同交付金の財源も財源として含めておりません。

以上です。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） ちょっと確認ですけれども、昨年度で、西川みんなのみらい創造協議会に負担金を町が7,000万円余り出したと。その中、7,000万円余りの中で、国から来ているデジタル田園都市国家構想交付金で交付された金額というのは幾らなんですか。幾ら来ていてるか。7,000万余りの中で、デジタル田園都市国家構想交付金は全く来ていないということですか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ぜひ、役場の職員と担当課と対応いただければと思いますけれども、ご説明を対話していただきたいと思いますけれども、これは交付金でございます。交付金は多くは後払いでございます。ですので、こちらの私たちが国からの交付金を財源にしているかという問い合わせに対しては、していないということでございます。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） だと、協議会に出している7,000万余りの負担金というのは、ほとんど一般財源だということ、100%一般財源だということですね。

結局、去年の説明では、デジタル田園都市国家構想でお金を獲得して、各事業の半分はそのお金で使うんだという話でした。ということは、かなりの金額が今回一般財源になってしまったということですね。そしてその負担金も協議会にぽんとお金が行って、それぞれの事業費がどんな事業かも分からぬ。事業費が幾らかかっているのかも分からぬ。そして、事務局が総合開発になっていて、何が委託されているのかもよく分からぬ。

さっき町長がブラックボックスをお認めになりましたけれども、やっぱりこれは大変な問題だと思うんですよ。やっぱり一つ一つの、7,000万といつても税金ですよ。収入がない子どもから、全く収入のない高齢者までみんな消費税を払っている。1人24万円だそうですよ。そういうお金が国からということですけれども、あと一般財源ということでおるわけですよ。

それが普通だったら、1円でもはつきりさせなくてはならない。そこが全く分からない、ブラックボックスがあるということは大変な問題だと思いますけれど、これは町長、どう考えますか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 財源が少なくとも特別交付税のほうで手当されまして、もちろんこれが繰越金に大きな影響を与えるということであれば皆様にご説明するところでしたけれども、大きな影響がなかったものですから、こちらのほうはご説明はしておりませんでした。しかしながら、この協議会があることで、職員の負担は減ったところもございます。新しい事業を委託することができたことでございます。

どう思うかということでございますけれども、これは職員も私もみんなで考えたことなんですけれども、昨年は大雪でした。除雪支援補助事業、高齢者における除雪支援事業、こちら佐藤光康議員からも、例えば1万円かかった、例えばのお話です。分かりやすくすると、1万円除雪費がかかりました。それで、一旦1万円をお支払いください、高齢者の方にお支払いください。これを半額補助を後から町で、後払いは町でしますと。そういったことは、高齢者に対して負担なんではないかというようなご指摘がありました。ほかの対話会を通じても、そういったご意見を多くいただきました。

しかしながら、この補助金です。これ行政のほうでは常識でございますから、改めてお話ししますけれども、補助金は使った分を申請していただいて、領収書をしっかりと見させていただいて、その上で使った分をお支払いすると。半分お支払いするというのが補助金要綱で決まっております。これは昭和何年、40年代ですかね、40年代から西川町で古くからルールで規定されている西川町補助金交付要綱です。これは今まで何年かは、その補助金要綱を遵守するような取扱いではありませんでした。つまり、5,000円を、例えば除雪していただいた民間の事業者から5,000円をもらって、町から5,000円を払うというやり方は、これは明確に補助金要綱を遵守していないやり方でございました。これをある担当職員が気づいて、これは補助金要綱におかしいんではないかというようなご指摘があつて、このたび一旦は10万円払ってもらうようなことをしたと。これはご承知ですよね。

これを、協議会のお話をなぜそのようにしたかというと、負担金で出すことによって、補助金要綱からの枠は、補助金要綱からの遵守は、協議会は遵守義務ございません。このため、それを総合開発などに委託したことによって、昨年の除雪支援金は、今まで1万円払わなくてはいけなかつたものを5,000円で済むようになったのは、この負担金を一旦町の外に出

すことによって、高齢者が使いやすい、半額でしか払わなくていいような仕組みにご指摘いただいて、変えたということでございます。なのでメリットもございますということです。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 7,000万余りの協議会の負担金、国から来ませんでしたけれど、あまり変化がないと、今、町長言われました。

本当は、本来でしたら7,000万のうち、半分は国から来る予定でした。3,000万余りです。3,000万円あれば町民1人当たり、こんな物価高騰の厳しい生活の中で、1人1万円弱の物価高騰の支援金を出せたはずですよね。ですから、これは深刻な問題だと思います。

ちょっと聞きます。みんなのみらい創造協議会の事業で、この事業名、事業費は監査ですね。監査委員の監査の対象になりますか。

○菅野議長 これって通告ありませんね。次の質問に移って……

○6番（佐藤光康議員） 当然関連するんで、なると思いますけれども。

みらい創造協議会の事業名、事業費、委託先、9月は決算議会になりますけれども、全て出して説明していただきたい。いかがですか。

○菅野議長 答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長 9月は決算議会でございますので、当然報告させていただきます。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） よろしくお願ひします。

質問2の（1）です。

西川みんなのみらい創造協議会の事業負担金に対する国の交付金は、今年度も同様になりますか。また、来年度はどうなりますかということですけれども、さっきの答えでは……いや、答えますか、どうぞ。

○菅野議長 答弁は内藤副町長。

○内藤副町長 ありがとうございます。

ご質問の趣旨は、事業負担金の内容と財源の2点であると認識してございますので、内容と財源とを分けてお答え申し上げます。

まず、内容については、令和7年第1回定例会における予算特別委員会において、皆様の求めにおいて作成した一覧表のとおり、実施する予定でございます。

次に、財源につきましては、繰り返しになりますけれども、同協議会への支出は全て一般財源で措置することとしたため、令和6年度同様に、令和7年度も国からの交付になるとい

うふうなところでございます。

また、同協議会はデジタル田園都市国家構想の申請に当たり、「事業を実効的・継続的に推進する主体が形成される」こととされていることから設置したものであるため、同交付金を活用しない以上、その役割を終えたと判断いたしまして、令和6年度の決算終りしだい、構成員の皆様と協議した上で解散する予定で進めてございます。

今年度、協議会の実施を予定していた事業は、直轄事業として実施することとし、支出の仕方としては、負担金から需用費や委託料などに予算流用することで対応しております。なお、国の財源が見込めなくなったため国庫支出金を減額し、一般財源を増額する予算財源組替えを9月補正予算で対応する予定でございます。

なお、来年度につきましては、来年度予算編成の議論の中で検討するものという認識をしてございますので、現時点では未定だというふうなところでございます。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 協議会を解散するということです。やはり、こういうこと 자체が無理があったんじゃないかと思うんですね。9月補正できちと説明するということですから、しっかりとお願ひいたします。

〔発言する者あり〕

○6番（佐藤光康議員） 9月議会と言いましたよね。

〔「決算で……」と呼ぶ者あり〕

○6番（佐藤光康議員） 今年度の組替えは9月議会でやるということですね。去年度の決算は決算議会で出すということですね。それは分かります。ということで、しっかりとブラックボックスにならないように、しっかりとやることを求めたいと思います。

○菅野議長 副町長、正式回答しますか。今の。

〔発言する者あり〕

○6番（佐藤光康議員） 今、答えましたよ。

○菅野議長 それでいいですか。

○6番（佐藤光康議員） 次に、質問事項2に行きます。

株式会社C A S E 倒産の町への影響について質問します。

（1）です。

株式会社C A S E は、現在、どのようにになっていますか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 株式会社C A S Eについて、現在、どのようにになっているかというふうにお尋ねがあつたのでお答えいたします。

6月2日に東京地方裁判所より、5月28日、午後5時に株式会社C A S Eの破産手続を開始した旨の通知が町に届いております。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） C A S Eが倒産したということで、C A S Eが所有している空き家のある地区の区長さんにも連絡があつたそうです。

（2）です。

町内にC A S E所有の空き家は何軒ありましたか。現在、それぞれの空き家はどのようになっていますか。

○菅野議長 答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長 お答えいたします。

C A S E所有の物件は、これまで10軒あったというように確認してございますが、うち、売却済みが5軒、半分は売却になったということでございます。売却済みでありますけれども、所有権移転ができなくて残っているのが睦合に1軒ということです。残り、現在所有が4軒です。登記が未登記ということでございます、この物件については。残りは稻沢に1軒、間沢に1軒、綱取に1軒、小山に1軒です。この場でそれぞれの物件の情報を公開することは差し控えさせていただきたいと思いますが、ただ、今議員からご指摘あったかと思いますけれども、小山の物件については、小山区長さんのほうから、倒壊して危険な状態にあるというようなご相談、ご報告もいただきましたので、当課の危機管理係が5月14日に現地確認を行いました。

そのほか、町内の空き家も、この冬の大雪で2月27日に海味地内の空き家倒壊を受けて、28日から全空き家を調査いたしました。その空き家に対しては、指導書や勧告書、命令書、助言などを実施しているところでございます。

申し上げましたとおり、5月14日に再度危険空き家を中心に現地確認を行ったところ、町内では大雪で倒壊及び、一部倒壊した空き家がC A S E所有の小山の物件のほか、入間で1軒、本道寺で2軒、志津で1軒、大井沢で2軒、合計6軒というような状況だということで承知しているところでございます。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） かなり空き家バンクで売られたという話がありました。

ある地区の方は、私のところのCASE所有の空き家は1円で売ったんだと。ところが、CASEは50万円で売ったんだと。とんでもないんだと。おかしいということで、全然内装も何も変えないで、1円で買って50万円で売ったということをその方は言っていました。非常に怒っていました。

ですから、そういう空き家を使ったまちづくりで、CASEさんが例えば「空き家ありますか、じゃ、リフォームしたらこうやつたら売れますよ、今、あなたのやり方では売れないけれど、私が手伝えば50万で売れますよ」とかと手伝ってくれて、町民が豊かになるんだつたらいいわけですよ。ところが、1円で買って50万円で売るとはどういうことだということで、怒っている方がいました。ですから、そういうところでもちょっと非常にマイナスなことも結構あったんだと思いました。

（3）です。

今度はCASE所有の空き家の管理はどのようになりますか。

○菅野議長 答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長 お答えいたします。

基本、原則としましては、空き家の管理は所有者であるCASEが管理していくことになりますけれども、町長の答弁のとおり破産の手続が開始されましたので、指定の破産管財人がその任を受け継ぐというようになって、そちらの破産管財人が処分することになろうかなというように思います。

ただ、町としてはCASE所有の物件に関わらず、前のご質問で申し上げましたとおり、町内ではこの冬の大雪で新たに6軒の倒壊、一部倒壊した空き家がありますので、これらの空き家に対しては、町の空き家等の適正管理に関する条例に基づいて、管理不全の場合には、立入調査や助言、指導、勧告、命令、公表、代執行等などの措置を進めてまいりたいというように考えているところでございます。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 一番心配される空き家は名前言いますけれども、間沢地区の2階建ての空き家があるんです。前も新聞で、大雪で屋根から雪が落ちたらどうなるんだということで、でっかく地元の新聞に報道された空き家です。それをCASEさんが買いました。今年は雪が多くて、4回CASE職員が除雪に来たそうです。CASEが来ないということで、先日町内会でも町できちっと対応してほしいと要望したそうですけれど、やはりあれは、公民館にCASEの社長さんと町長が来られて、ぜひ空き家を売ってほしいと。空き家を使つ

たまちづくりに協力してほしいということで、町長も大変リスペクトしている社長ですということで言われて、それで地元の方も売ったということを話をされていました。

ですから、やはりただの一般の空き家の問題ともちょっと違う、非常に町の責任が大きいと思うんですね。そういうところで、地元の方としっかりと協議しながら対策を取るべきだと思いますけれど、いかがですか。

○菅野議長 答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長 一義的には一民間事業者さんの案件でございますので、これは以前問題になった、ケーシーフレームの場合とはちょっと異なるのかなというように思います。民間の方同士の財産取得に生じた空き家の倒壊とかという、そういう問題でございますので、その辺のところは民民の事案でございますので、基本的に、直接的に町が介入できるものではないというように承知してございますが、破産管財人とのやり取りについては、町のほうでも真摯に対応させていただきたいというように思ってございます。

以上です。

○菅野議長 光康議員、あと4分になります。

○6番（佐藤光康議員） 小山地区ですね、やはりもう空き家を解体しようと思っていたと。50万の町の補助金を頂いて、空き家を解体しますと申請に行った翌日ですかね、すぐに町の職員とC A S Eの社長さんが来て、売ってくれということで売ったという話です。ですから、町が関わらなければその方は売らなかつたでしょう。この持ち主だった方は小山に来られて、先日来たそうですけれど、「こんな状況になっているのか」という話をしていました。ですから、町の責任もありますので、しっかりと対応よろしくお願ひいたします。

（4）です。

町はC A S Eに、令和4年度、令和5年度は幾ら支払いましたか。

○菅野議長 答弁は松田企画財政課長兼つなぐ課長。

○松田企画財政課長兼つなぐ課長 ただいまご質問あった令和4年、5年の支出額ですけれども、国の制度を活用して事業を実施しております、令和4年度については3,057万1,436円です。令和5年度については4,206万5,333円、合計で7,263万6,769円になります。特別交付税措置としては7,000万、一般財源としては200万ほどとなっております。

以上です。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 特別交付税ですけれど、7,000万ぐらいを、税金を払ったというこ

とです。莫大なお金です。税金です。それがたった1年3か月で終わったと。そして負の遺産が残っていると。これは非常に大きな問題だと思います。

このお金の使い方、もっときっちり慎重にやっていただきたい。そのことでの責任、何か町長、ありませんか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 議員おっしゃるとおり、町の痛みというのはほぼありませんでしたが、こういった交付金を得て、事業を実施したものに関して事前にしっかりと把握する、見抜けなかつたというようなところは否めなかつたかなと思います。

ただ、この予算については、令和5年の関連予算を想定した予算も、議会の特別委員会や議会にもご説明をして、ご承認をおいて執行してまいりました。ですので、予算審議の際にも、そういう気になる、CASEのときにもご質問いただいたように、気になる企業さんのことがあれば、ぜひご質問をいただければと思います。

一方で、西川町は連携協定の解約を先んじて行ったというところは、国の役人からも、職員からも、「これは西川さん、何で分かったんですか」とか、「ほかの自治体にも注意喚起できるので、ありがとうございました」というような旨の、連絡もいただいたことはござります。

この地域活性化起業人をしっかりと活用することが進んだというのは、町職員、町にとってはプラスでございます。これは確実にプラスでございます。新しいチャレンジをするには、法律的な確認、デジタル施策など、難しい専門的な知識が必要です。このような難しい仕事に職員がチャレンジする際には、こういった伴走者が必要でございます。ですので、地域活性化起業人は引き続き継続して、職員のためにも活用していきたいなと思っておりますし、CASEが残したものの1つ、おたすけ隊の事業ですね。こちらのほうも継続して、町民の方々のお手伝いや一緒に活動してもらうように、こちらのほうは継続してまいりたいと思っております。

○菅野議長 光康議員、時間になりました。終わってください。

○6番（佐藤光康議員） 税金7,000万円の重さ、もう少し深刻に考えていただきたいと思います。

以上で終わります。

○菅野議長 以上で、6番、佐藤光康議員の一般質問を終わります。

◇ 佐 藤 耕 二 議員

○菅野議長 続いて、8番、佐藤耕二議員。

[8番 佐藤耕二議員 質問席へ移動]

○8番（佐藤耕二議員） 8番、佐藤耕二です。

私は今回、寒河江ダム周辺の整備について、1件のみですけれども、質問したいというふうに思います。

ダムを生かした水源地域の自立的・持続的な活性化のために、寒河江ダム水源地域ビジョン推進会議を令和元年に開催してから6年になりますので、再度再考するために質問したいというふうに思います。また、ダム周辺の看板等も含めて質問したいと思います。

最初の質問です。

河川空間のオープン化により、ダム湖畔の占用許可を受け、営業活動ができるように次の質問をしたいというふうに思います。

地域経済の活性化のために、都市・地域再生等利用区域の指定を受け、寒河江ダム周辺を河川空間オープン化することにより、飲食施設開設やレジャータイプの提供が可能になります。指定を目指す考えはありますかどうか、お尋ねしたいというふうに思います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

[町長 菅野大志君 登壇]

○菅野町長 都市・地域再生等利用区域の指定に関してご質問いただき、ありがとうございます。

令和元年度当時は、民間事業者による、モーターボートで月山湖面遊覧事業を実施しようということを目的に、水源地域ビジョン推進会議を開催いたしました。湖面の有効活用に関する大きな方向性を確認できたものと承知しております。

しかしながら、本会合では、令和元年当時の会合になりますが、ビジョンの具体化、具現化の議論を進めてきましたが、湖面利用の具体的な事業までを詰めていきますと、ダムの規制面、安全管理の面が議論に出てきてしまったため、やりたい事業が、実現が難しいという状況に当時はなっていました。また、新たな湖面利用に挑戦しようとする事業者も現れませんでした。このため、5年ほど議論が進んでおりませんでした。

今般6月に、フェリシア月山カヌーセンターが竣工したことにより安全管理面が充実し、

幅広い世代が利用できる、ホビーなどの水上アクティビティを楽しめるような環境となりました。これから都市・地域再生等利用区域の指定、いわゆる河川空間のオープン化を目指して、会議を再開していきたいと考えております。

そのオープン化の指定を受けるため、町はまず社会実験としてその結果を行い、その結果を分析する必要がございます。その後、ダムのオープン化の指定を受けることができれば、民間事業者がダムの占有地域で営業活動を行うことができるようになります。町としましては、地域経済への波及効果にもつながるものと期待しております。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 今、町長のほうから、本当に前向きに推進会議を再開していきたいというようなお話をありました。

今年の4月16日付で、飯豊町に白川ダムがありますけれども、白川ダムの周辺がこの指定を受けているんですよね。これは東北では4例目だそうです。県内では、長井ダムに続いて2例目だというようなことなんですね。白川ダムでは、将来的には隣接する休館中のホテル、フォレストいいでの再開につなげていく考えなんだそうです。実現すれば一帯は地域経済の起爆剤となる可能性が非常にあるということで、期待しているというふうなことがあります。ということは、ある意味では寒河江ダムも同じ状況でないかなと思うんですよね。やはり水の文化館も休館中でもありますので、その辺の利用なんかも含めて、後でもちょっと触れますけれども、そのようなことが考えられるなというふうに思います。

さらに、一番県内の先進地の長井ダムでは、NPO法人最上川リバーツーリズムネットワークによる、ここはゴムボートなんですけれども、ゴムボートツーリングが人気を非常に集めているということあります。今は水上アクティビティの拠点として注目を浴びているわけですけれども、ここも官民が一体となってやっている、親水空間のにぎわいづくりといいますか、そういうところがあつて成功していることもあります。

寒河江ダムも、そういう意味では非常に今からいろんな面で活用できることだと思います。これも若干後で触れますけれども、今、町長のほうからも、あそこにカヌーセンターができまして、それからホビーでしたか、それを活用していきたいということで、非常に前向きに使用が進んでいるなど、ということはうれしいなというふうに思いますし、また、これだけの施設、あるいは大自然を利用しない手はない。観光立町の西川町ですから、ぜひ活用していただきたいというふうに思います。

これから会議は再開するということなんで、これからに注目しながら見ていきたいと思い

ますので、よろしくお願ひしたいなというふうには思いますね。

次の質問になるわけですけれども、これ水の文化館、先ほど言ったように、今、休館中になっているわけですけれども、ここの中にエレベーターを設置して、湖面まで降りるようにしてはどうかというようなことをちょっと考えていたわけなんですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご提案、ありがとうございます。

ご提案のエレベーターの設置ができれば、湖面を身近に感じることができて、町内に新たな観光スポットができるのではないかという期待が膨らみます。しかしながら、現実を直視いたしますと、エレベーターの設置には数千万円かかるというような、経費を要する状況でございます。つまり、失敗できない事業ということでございます。

水の文化館を活用する、また、今までの大きなデメリットとしては、例年3メートル余りの積雪が積もるため、短期間の活用にとどまってしまうというようなところがデメリットでございます。このように考えると、投資した資金を回収できる見込み、回収できる見込みや手段はなかなかちょっと私も考えられませんでした。

町としましては、このようなハード、数千万かかるハードを整備する際には、地方債を発行することになります。そうすると、実質公債費率を注視する必要がございます。ですので、西川町は病院や子どもたちの体育館の改修やあいべの空調、体育館の空調、中学校体育館の空調などもこれから直していくかなくてはいけない。そうすると、やはり過疎債を使うことになります。病院の設備もそのとおりです。このため、安心・安全や、将来を担う子どもたちに負担を残さないよう、過疎債の発行については実質公債費率を注視してまいりたいと、ご理解いただきたいと思います。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 今、ご答弁ありましたように、今、町が抱えている課題といいますと、やはり病院とかあるいは子どもたちの問題とか、今お話をあった空調の問題とかもありますので、それを優先だと言われたら私も何もこれ以上できないかなというふうに思いますし、それは当たり前だと思いますし。ただ、その中でもやっぱり観光という形で考えていくべき、そういう方法もある意味、財源はどうするかという問題はやっぱり私も別だと思いますし。

これ、岩手県の浄土ヶ浜に、皆さん行ったことがある方いらっしゃると思うんですが、あそこも同じようなビジターセンターがあって、そこからエレベーターで真っ直ぐ降りて、浄

土ヶ浜の海岸に行けるシステムになっているんですね。非常に利用しやすく、高齢者の方、それから、身体の不自由な方もそのエレベーターで皆さんが降りて、浄土ヶ浜を見学なさっているんですよね。ですから、そのようなことは全て同じようにはできないかもしれませんけれども、それを参考の一つにして、何かやっていければなというふうに思います。

やはり、今、町長からありましたように、あの噴水があるわけですから、あの噴水を下から眺めると。我々は今、上からしか眺めていないんだよね。その辺の醍醐味があれば、また違った意味での観光地になるんじゃないかなと思いますので、なかなか、今ある問題を優先的にやってでしょうけれども、そのことも今、私が言いましたことも、頭に入れながら少し一考していただければなというふうに思います。

じゃ、次の質間に移ります。

同じようなことなんすけれども、モーター舟艇とか湖面の利用ということを考えますと、湖面の遊覧、これも6年前の推進会議でもそんな話が出ておりました。あるいは水陸両用バスですね、これなんかもあるわけすけれども、こういうのもやはり運行できないのかなというふうに思っております。

一番最初に申し上げました、都市・地域再生等利用区域の指定を受けたらの話になりますけれども、受けないと何もできないすけれども、一案としてお答えいただければなというふうに思います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 モーター舟艇による湖面遊覧や、水陸両用バスを運行できないかということで、こちらも実現すれば人が来るようになるのかなと思っております。

一方で、その水陸両用バスだと長井ダムでも実施しているところがあつて、モーター舟艇だとなかなかないんですけども、速度規制というのが湖面の利用に関してはございまして、そこをどう調整するかということでございます。議員ご指摘のとおり、河川空間のオープン化は、民間事業者が湖面を利用するこれが前提となります。おっしゃるようなご提案を持つ民間業者がおられれば、その都度水源地域ビジョン推進会議の中で議論して、実現に向けて議論していきたいと思います。その際は、町もこの民間事業者にお任せではなくて、伴走できるようにしていきたいと思っております。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 水陸両用バスというものに速度規制があるということでしたけれども、そういうこともありますし、発着所というかね、その整備なんかも大変でしょうし。こ

れなんかもこういうものがありますよと、何か将来的に利用できるものがないかなというようなことで申し上げました。

それから、寒河江ダム周辺に関してはちょっともう1点あります。

水の文化館ですけれども、先ほども言いましたけれども、今、実質使っていない状況なわけですね。今後どのような利活用というか、どのように考えていくのかお聞きしたいというふうに思います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 水の文化館の活用についてご質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

まず、水の文化館の水源という、根本的なところをご説明させていただきます。

私らももちろん水の文化館は利用したいんでございますけれども、その施設を、水の文化館を建設する際に、特別に山水を引き込んだ水道管であると承知しております。このため、本格的に水の文化館を活用しようというふうにする場合には、安定的な水量の確保が必須でございます。現在は建設当時のように、水量が安定しているとは言えない課題を抱えております。いろいろな地滑りなのか、環境の変化による水源が細ってきてるというような状況でございます。

この課題を解決するために、代替水源を用意する必要がございます。近くに、最上川ダム統合管理事務所がございます。その施設に引き込む水道管が近くにございます。これを、勝手ながら国の方に分水していただくことは可能なのかということを、ご要望をさせていただいたところであります。現在、最上川ダム統合管理事務所において、水量を調査していくだいでいるということでございます。この水量が確保されるということになれば、活用の幅が広がるのかなと思っております。

いずれにしても、先ほど申し上げたとおり、ハード整備には時間と段取りが必要になりますので、まずは来年、再来年と、先ほど大議員からご質問あった間沢の流雪溝の整備や、海味温泉の耐震化、そういった体育館、子どもたちの施設を守るということを、ここ1、2、3年は優先させていただいて、オープン化をして水も大丈夫ということになったら、3年後、4年後ぐらいにこちらのほうを整備したいなと。もったいない施設ですので、そのように承知しております。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 水の文化館というんですから、やっぱり水がないとこれは駄目なわ

けですけれども、これがなかなか水量が確保できないということなので、その辺を、今、町長が答弁ありましたように、最上川の管理事務所からの返答を待ち、あるいはオープン化をどうするか。いろんな前段階ありますので、これはもちろん今々どうのこうのということではないんですけども、先々として水の文化館、あの施設は本当にもったいないと思いますよね。何とかやっていきたい、活用していただきたいというふうには思います。

今の答弁あったとおり、あとは三、四年後、それ以降になるかと思いますけれども、そんなことで、水の文化館はそれまで今の状態で、引き続きやっていくというようなことになろうかと思いますね。今ある町政の中で、優先順位をとにかく第一に考えていただきたいというふうに思います。

それから、質問の2ですけれども、ダム周辺の看板についてご質問したいというふうに思っていましたけれども、同じ看板の件ですので、これ5項目ありますけれども、一括して質問したいというふうに思います。

まず、（1）ですけれども、ダム湖展望広場に、「噴水の高さ日本一」の看板を設置すべきだと思いますけれども、どうお考えありますかということ。

それから、（2）として、水の文化館の建物が表示してある、そばどころ喫茶とか、食事どころとかとあるんですね。それは削除してはどうですかということです。

それから、3番目として、寒河江ダムスポーツ広場があるわけですけれども、この看板に、開園時間や休園の日等を表示すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

それから、（4）として、西川町の庄内側に町の案内看板を設置してはどうですかと。

それから、5番目として、カヌー競技場の入り口にある看板をもっと大きくして、カヌーセンターの表示も入れるべきだと思いますけれども、いかがですかということで、以上5点、まとめて質問したいというふうに思います。

○菅野議長 答弁は柴田観光課長兼かせぐ課長。

○柴田観光課長兼かせぐ課長 ご質問、ありがとうございました。

こちら5点、一括でのご質問にはなりますが、現在の制度の関係の部分も多少ありますので、そちらの面を含めて、私のほうから前段の答弁をさせていただきたいと思います。

最初の1番で頂戴しています日本一の看板、噴水の看板の点からになりますが、前段としてですが、こちらの看板、周知PR看板など、また、デジタルサイネージなども熊野などにも設置を今させていただいておりますけれども、こういったいわゆる屋外広告物につきましては、町に訪れる皆さんに観光を中心とする様々な情報を提供したり、また、一番集客のあ

る国道112号沿線を中心に、町の活気やにぎわいを演出するものだということは、ものとして重要だということは、観光のほうの面からも捉えているところでございます。

ただ、広告物ですので、無秩序に氾濫いたしますと、町並みや自然の美しさを損ねてしまうというような、イメージを壊すこととか、管理がおろそかになると危険があるとか、落下物で事故が起きたなどという、そういう危害を及ぼすおそれがあるということも危惧しているところではございます。ですので、制度的には国の屋外広告物法というのが上位法であるわけですけれども、山形県におきましては、その下になります下位法になりますけれども、山形県屋外広告物条例という基準があります。こちらに従いまして、一定のルールの下で看板等を設置する必要があるというふうに考えおります。

1番のご指摘の日本一の噴水の点になりますけれども、看板の点になりますが、議員ご提案の看板につきましては、県の条例上の制度上のことで申し上げますと、こちら、月山湖のあそこの展望するあそこの広場の部分が、第1種普通規制地域というものに該当します。いろんな地域があるんですが、第1種普通規制地域というものに該当しまして、直線距離でですけれども、50メートル以内にほかの看板がないことで、新しい看板を設置できますよというような規制になっております。これまであった看板は別としましてですけれども、新たに設置をしようとするときは、その規制がかかるというような中身になっております。

したがって、現在、関の茶屋さんですけれども、食堂や売店を営んでらっしゃる方がいらっしゃいますので、現在は新たな看板を設置する際は設置が不可能な状況です。新たな設置の可能性を探るというためにも、事業者の方も含めて、町のほうでもせっかくご提案ありましたので、対話は深めていくという必要があるというふうに考えおります。現実的にちょっと制度上はそのような規制があるということで、ご承知おきいただければと思います。新たに設置する場合です。

前段、（2）と（3）までだけ私のほうで答えをさせていただきたいと思っておりますが、水の文化館にあるそばどころ喫茶、展望そばどころ喫茶というような、緑とか黄色で表示されているものがあることはこちらでも承知しております。ただ、先ほどの水の文化館の活用と併せて同じ形にはなるんですが、現在、水の文化館は飲食物の提供というのは当然しておりますので、こちらにつきましては、財源などを確保した上でになりますけれども、事務を執る職員の効率化も加味しまして、先ほどの月山湖の噴水の可能性の検討、大噴水の日本一の噴水の看板の可能性の検討と併せて、撤去を財源を確保した上で進めていきたいというふうに考えております。

3つ目にいただきました寒河江ダムスポーツ広場の開園時間、休園の日等の表示につきましても、こちらは現在もパーゴルフとか、バーベキュー広場などの無料というような表示がなされているのみだということで承知しております。前段の水の文化館の看板の撤去と同じような考え方にはなるんですけども、財源の確保について、めどが立つということを確認した上でですが、これもこのたびのご指摘を受けまして、一体的に整理をしながら、そちらにも設置するということがあれば、設置を考えていきたいというふうに思っております。

次の（4）、（5）の問い合わせにつきましては、多少ここから未来の話でもございますので、町長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

○菅野議長 追加答弁、菅野町長。

○菅野町長 4つ目の、西川町の庄内側に、看板を設置してはどうかというご指摘をいただきました。

確かに、庄内側から西川町に入る国道112号線には、月山スキー場の看板、これは月山観光開発という株式会社が設置しております。あともう一つは、国土交通省の道路標識しかなものと承知しております。本町においては、過去の調査によれば、国道112号線がやはり、西川と言えば112号沿いの観光地という認知度が高いという結果が出ております。つまり、西川町と言えば112号線のイメージされる方が多いということでございます。これまで、庄内側から112号線の交通量を町として調査したことはございません。当然分析したことございません。

そこで、今後、道の駅に設置される予定のA I カメラによって、交通量を取得して分析していくかと考えております。その結果、さらに看板が必要ということになれば、今後第2世代交付金や観光庁の補助金などにチャレンジして、設置に向けて財源確保していくかと考えております。

もう1点、6月30日に竣工する月山カヌーセンターの入り口の看板でございます。

こちらの看板には、現在、月山湖カヌースプリント競技場の表示が、やや小さめに表記されているかなと思っております。このたびのオープンによりまして、オープンに関して財源の手当をつけております。第2世代交付金でございます。このような財源を確保できましたので発注してまいりますが、職員も大変なので、花火大会終わってから発注したいなと思っておりますので、ご容赦ください。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 今、一括して答弁いただきました。

まず最初の、ダム湖展望広場の噴水の高さ日本一の件ですけれども、先ほど課長から説明を受けまして、確かにそういうこともあるのかなと思いましたけれども、あそこ、看板が何個あるんでしょうかね。1個、2個、3個ぐらいあるのかな、いろんな看板があるんですね。もちろん先ほどおっしゃったような関の茶屋の看板も当然あります。

その中に噴水関係の看板が、手前に大きいのが1つあるんですよね。あそこに同じ表示をすればいいんじゃないかと私思ったんです。新たな看板じゃなくて、噴水がありますよという看板、大きいのがありますので、そこに「日本一だよ」という表記を入れるだけで全然違います。財源もそんなにかかるのかなと思いますし、そういうことで、せっかくある日本一ですからぜひお願いしたいなと思います。

これですね、先日ちょっと新聞か何かに書いてあったんでしたけれども、今、東京都の小池知事が、お台場に150メートル上げる噴水を計画しているということで、来年の3月を予定しているということで、もしそれが実現すれば日本一はわずかしかないんですよ。今なんです、書くとすれば。今あるんですから、できるだけ早くそれをちょっと検討していただければなと思います。やはり日本一と2では違いますのでね、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それから、水の文化館の建物ですね。いろんなことが書いてあるわけですが、そばどころ喫茶とか食事どころと書いてあると、私は5月の連休に、2時間ちょっとぐらいあそこにずっといて、観光客の方にいろんなお話を聞きました。皆さん食事がそこでできると思ってあそこに止まるんだと、できないんならなぜこんな表示にしているんだということありました。ある方からは、「私、毎年通っているけれども、全然直っていないね」というようなご指摘もいただきました。やはりあれはもう閉店というかね、閉館してから大分たちますけれども、全く同じような状況であるわけです。ですから、あそこを削除というか、要するにペンキで消せばいいわけで、そんなに財源かかるものかなと思いますから、何とかその辺はやっていただきたいと思います。やはり、うその表示とは申しませんけれども、ないものを表示しておくということはこれはうまくないんじゃないかなと思いますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

それから、3番目ですけれども、寒河江ダムスポーツ広場、決算のときには毎年これくらいの利用人数いますよということで、報告を議会としても受けます。かなりの人数の方がやっているわけですけれども、あそこも「いつやっているんだ」とよく聞きます。「何時からやっているの」とか、あるいはこないだ5月中にも通った方がいて、「いつやっているの」と。

5月はやっていなかったんですよね。6月からだと。どこにも何も書いていないわけですよ。分からぬというご指摘も受けておりました。ですから、ぜひ表示すべきだというふうに思います。

これまで、先ほど財源の話もありましたけれども、実はこのちっちゃな開閉門の鉄の扉ありますよね。あそこにちっちゃく書いてありますと、私ちょっと気づかなかつたんだけれども、こんなちっちゃく書いてあって、だた、休館日云々でなくて「開園時間は9時から4時まで」とかとちっちゃなやつはありましたけれども、もちろん国道からは見えません。中に入って車を止めないと分からぬ。ですから、もう少し分かるように何か考えるべきではないかなと。これは町だけじゃなくて、1市4町じゃない、何町でしたっけか、全部のお金もらってスポーツ広場を運営しているわけですから、やはりその辺はほかの近隣市町村とお話ししながらそういうことをやれば、それぐらいの財源は出るんではないかなと。これが、何といいますか、親切というか、観光立町としては、やはりやるべきことではないかなと思しますのでお願いします。

今言った3つの件に関して、何かご答弁ありましたらお願いしたいというふうに思います。

○菅野議長 答弁は柴田観光課長兼かせぐ課長。

○柴田観光課長兼かせぐ課長 ご指摘からご提案まで、ありがとうございます。

1点だけ、こちらから追加で答弁をさせていただきたいと思います。

日本一大噴水のところの看板でございます。あちら、佐藤議員、副議長おっしゃるとおりのご提案内容でできるのかも、実はこちらのほうで県条例上の確認もさせていただいておりました。その上でちょっと今、そういう部分の追加もちょっと規制上はできないということでありましたので、そういう県の条例上の規制はあるわけではございますが、そういうところをできるような方法があるのかというところあたりを含めて、この後、確認も含めてしていきたいと思います。

追加では以上でございます。よろしくお願いします。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 県の条例もあるでしょうけれども、やはり役所感覚でやるとそういう形になってくるんで、やはり新しい感覚、新しいじゃないな、視線をちょっと変えて、何とか先程言ったように日本一あるのは今だけなんで県にも言って、「これはできないか」とちょっと強くお願いするものをお願いしたら、ひょっとしたらできるかもしれませんし。何とかその辺は、数少ない西川町の日本一でございますので、ぜひ活用して、そしてそういう

表示をしていただければなというふうに思います。

それから、（4）、（5）ですけれども、先ほど町長からも112号線の話が出まして、AIカメラを設置しまして、それで通過する車の台数なんかも確認したいということでした。

私、今日の午前中に一般質問ありましたよね。町長の答弁の中に、「睦合は西川町の玄関先だから」と、玄関口だからというふうにありましたけど玄関口があればそれなら裏口もあるのかなと、庄内は裏口になるのかなと。そんなことで答えたんじやないと十分分かってありますけれども、やはり私は常に大井沢のほうから来ると、非常にそういうことを感じるんですね。多分、西川町の人は、西川町から寒河江とか山形方面、向こうに行くからどうしても向こうが主になる。でも、やはり112号通っている以上は、向こうもある意味では主であるというふうに考えますと、案内看板がいいのかどうか分かりませんけれども、ただ、西川町というのは、あそこはどこから入っていくのかというのが分からぬんですね。月山は先程町長からありましたね。月山スキー場は月山スキー場の看板しかないんですね、あそこに。西川町って本当にどこからって、私が一般だったら思うなと思いますから、ぜひ何かそんなことも考えながらやっていたただければなというふうに思います。

それから、5番目です。

5番目の話もありましたけれども、フェリシア月山カヌーセンターですか、その表示というか、これも6月30日にオープンするわけですから、ぜひあそこの入り口にも何か表示をして入れていただきたい。今ある看板、皆さんよく見たことありますか。あそこの下には一番下に2行あって、高等学校総体、要するにインターハイの時の多分あれ看板の残りなんですね。それから、もう一つ何か下にも書いてありましたけれども、要は前の看板を利用して、カヌー競技場と入れただけなんです。ですからその辺は、やはりカヌーも西川町として大事な、観光とは言いませんけれども、非常に大事なものですので、何とかその入り口がこういうことだよと。車で通っても、「ここから行くと月山のカヌーセンターもあったり、それから競技場もあったりするんだな」ということが分かるようにしなければなと思います。

役場内には、看板チームがあるというふうに前にお聞きしております。看板チームはいろんなことを検討されておりますけれども、多分そういうことをちょっと一考していただければなというふうに思います。ここに看板チームの方っていますか。そんな意味で、看板チームとして柴田課長、ちょっとお答えがあればなと思います。

○菅野議長 答弁は柴田観光課長兼かせぐ課長。

○柴田観光課長兼かせぐ課長 ありがとうございます。

ご提案からも含めまして、看板チームのほうは今年私がリーダーになりまして、進めさせていただきたいと思いますので、参考にさせていただきながら進めさせていただきます。もう一度繰り返しになりますが、カヌーセンターのほうの表示はスキー場からもありましたとおり、その部分の撤去も含めて新たな看板を、フェリシア月山カヌーセンターの看板をつけていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

あと、大変すみません。ちょっとこちらも間違いがあるのですけれども、カヌーセンターのオープンが6月28日の土曜日に竣工になりますので、大変すみません。そこだけよろしくお願ひしたいと思います。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 寒河江ダム周辺の整備ということで、いろいろ質問させていただきました。

やはり河川空間のオープン化ということは、非常に今から大きい問題になると思いますので、そんな中で検討していただき、また、私、看板をつければそれでいいというわけじゃないんで、看板の本当の目的ですね。それをよく吟味されまして、検討されてお願いしたいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○菅野議長 以上で、8番、佐藤耕二議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○菅野議長 これで本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時39分

令 和 7 年 6 月 1 3 日

令和 7 年第 2 回西川町議会定例会

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 7 年 6 月 13 日 (金) 午前 9 時 30 分開議

- 日程第 1 報告第 3 号 第 19 期株式会社米月山の経営状況の報告について
- 日程第 2 報告第 4 号 第 34 期西川町総合開発株式会社の経営状況の報告について
- 日程第 3 報告第 5 号 令和 6 年度西川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 4 報告第 6 号 令和 6 年度西川町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第 5 議案の審議・採決
 - 議第 35 号 令和 7 年度 6 災 2506 号町道太郎若山線道路災害復旧工事請負契約の締結について
 - 議第 36 号 財産（路線バス車両）の購入について
 - 議第 37 号 財産（スクールバス車両）の購入について
 - 議第 38 号 財産（災害時備蓄品運搬車両）の購入について
 - 議第 39 号 西川町文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第 40 号 令和 7 年度西川町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 6 議員派遣について
- 日程第 7 閉会中の継続調査申出

出席議員（8名）

1番	佐藤 大	議員	2番	飯野 幹夫	議員
4番	荒木 俊夫	議員	5番	佐藤 仁	議員
6番	佐藤 光康	議員	7番	大泉 奈美	議員
8番	佐藤 耕二	議員	10番	菅野 邦比克	議員

欠席議員（1名）

9番 古澤 俊一 議員

説明のため出席した者

町長	菅野 大志	君	副町長	内藤 翔吾	君
教育長	前田 雅孝	君	総務課長	荒木 真也	君
企画財政課長 兼 つなぐ課長	松田 淳一郎	君	町民税務課長	吉見 政俊	君
健康福祉課長	石川 朋弘	君	みどり共創課長 兼 農委事務局長	渡邊 永悠	君
觀光課長 兼 かせぐ課長	柴田 知弘	君	建設水道課長	大泉 健	君
病院事務長	土田 里香	君	まなぶ課長	設楽 友弘	君
会計管理者 兼 会計室長	松田 一弘	君	監査委員	古沢 美代子	君
西総合川開発(株) 代表取締役	菅野 大志	君	株式会社 米月表取締役 代表社	高橋 春二	君

事務局職員出席者

議会事務局長 工藤 誠 君 専議事員係長 飯野 勇 君

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○菅野議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、9番、古澤俊一議員から、会議規則第2条の規定により欠席届が提出され、本日の会議は欠席となります。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

ここで、株式会社米月山の経営状況の報告を行うため、高橋代表取締役社長の入場を認めます。

〔株式会社米月山代表取締役社長 高橋春二君 入場〕

◎報告第3号

○菅野議長 日程第1、報告第3号 第19期株式会社米月山の経営状況の報告についてを議題とし、報告を求めます。

高橋代表取締役社長。

〔株式会社米月山代表取締役社長 高橋春二君 登壇〕

○高橋代表取締役社長 日頃、当農業法人株式会社米月山の事業運営にご指導、ご協力、また、ご利用いただき、この場をお借りしてお礼申し上げます。

第19期、令和6年度の経営状況をご報告申し上げます。

令和6年度の山形県産米の作柄については、大雨被害を受けた地域があることから、99から101の平年並みとなりました。

県産米品種別の1等米比率は、県平均で、はえぬきが91.4%、つや姫が96.8%、雪若丸は97.7%と、昨年と比べ高い水準を維持しました。

概算金については、前年度の民間在庫の減少に伴う米の不足感の状況、また、肥料や資材の高騰などを踏まえ、主力品種のはえぬきが昨年比で4,300円増の1万6,500円と大幅増額、また、県産ブランド米のつや姫が昨年比で3,100円増の1万9,500円、雪若丸が昨年比で4,300円増の1万7,200円で、いずれもデビュー以来最高額となりました。

令和6年産主食うるち米の販売状況については、南海トラフ地震臨時情報等の影響により、7月から10月まで前年を大幅に上回る進度で推移し、1月末累計で前年比109%となっております。また、価格についても、11月以降急激に上昇し、1月下旬から60キロ玄米価格で4万3,000円を超える価格で推移し、精米の販売価格についても、3月にスーパーで販売された精米5キロ当たりの平均価格が、前年同期と比べ99.3%高い4,077円だったことを発表されました。

以上の米を取り巻く情勢の中、当社の取扱実績については、玄米、精米の販売取扱数量で608.57トン、計画対比106%、前年対比106%、売上金額で1億1,686万円、計画対比で164%、前年対比で166%と、取扱数量、売上額とも前年度を上回りました。

当社の主たる取扱事業でありますJAさがえ西村山帳合のふるさと納税については、西村山地区1市4町の精米実績が6,459俵で、前年対比79%の結果となりました。前年度を大幅に下回る地域がある中、当西川町が2,437俵と、前年対比で165%の大幅な増量となりました。これもひとえに町長をはじめ、行政のご協力の賜物とお礼申し上げます。

以上のとおり、今年度は記録的な米の高騰、また、不足感が拭い切れていない結果、現状の中ではありますが、精米量の拡大と収益性の向上を目指して事業展開した結果、経常利益は386万6,000円の黒字決算となり、税引き後の当純利益は284万4,000円の黒字となりました。

詳細につきましては、6月6日の全員協議会で説明申し上げたとおりであります。

今後とも米月山の事業運営にご指導、ご協力、また、ご利用をお願い申し上げ、報告いたします。

以上。

○菅野議長 ここで、高橋代表取締役社長の退場を認めます。

[株式会社米月山代表取締役社長 高橋春二君 退場]

◎報告第4号

○菅野議長 日程第2、報告第4号 第34期西川町総合開発株式会社の経営状況の報告についてを議題とし、報告を求めます。

菅野代表取締役。

[西川町総合開発株式会社代表取締役 菅野大志君 登壇]

○菅野代表取締役 西川町総合開発株式会社の第34期事業報告を行います。

当期、経営成績の概況でございます。

当期純利益に関しまして、前年度は緩やかに景気が持ち直しているものの、このところ弱含みとなっており、また、個人消費は一部に弱さが見られるものの、底堅い動きとなっております。

当社におきましても、小売業は物価上昇に伴う消費行動の変化、製造業は原材料、物流費、光熱費、人件費などのコスト上昇の影響を受け、厳しい経営環境が続いております。このよな中、当社としましては、町内における人口減少や事業所の減少によりまして雇用先が少なくなっている現状を踏まえまして、当社の設立趣旨である町内の雇用確保を意識し、仕事を行ってまいりました。今期は、町内の若い女性、サウナ好きが高じて入社を決断していたなど、新たに4名の採用をいたしました。

また、道の駅売店や地ビール、温泉などは、黒字を確保いたしました。

また、地域の課題解決に向け、売上げ利益率2%ほどと利益にはあまりなりませんが、課題解決につながるような業務も行っております。

さらに、長年赤字でありました大井沢温泉館の指定管理に申し込まなかつたことから、会社全体としては経営改善が図られました。

この結果、物価高騰や人件費増の環境の中でも、新たに4名の職員を採用しながら、売上げでカバーできしたことから、增收増益を確保できました。売上高6億400万、当期純利益2,000万円ほどでございます。

当期財政状況の概要を申し上げます。

当期における純資産は、前年度会計年度末と比較して4,349万8,000円の2億205万3,000円となりました。負債は7,850万1,000円でございます。純資産につきましては1億2,355万1,000円となり、設立当初のふるさと創生1億円から始まった純資産については、それ以上の額を維持しております。詳細は全員協議会で申し上げたとおりでございます。

町民の皆様、職員の皆様、議員の皆様からもご活用いただきまして、道の駅ご活用いただきまして、どうもありがとうございます。

以上です。

◎報告第5号

○菅野議長　日程第3、報告第5号　令和6年度西川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とし、報告を求めます。

松田企画財政課長兼つなぐ課長。

〔企画財政課長兼つなぐ課長　松田淳一郎君　登壇〕

○松田企画財政課長兼つなぐ課長　報告第5号　令和6年度西川町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、ご報告を申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法施行令第146条第1項の規定により、令和6年度から令和7年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費について、繰越しいたしましたので、同条第2項の規定により報告をいたすものであります。

議案書16ページの繰越明許費繰越計算書をご覧いただきたいと存じます。

繰越計算書に記載しております7つの事務事業につきましては、令和6年度一般会計補正予算（第11号）の中で、繰越明許費として計上したものであります。

第3款民生費、第1項社会福祉費の物価高騰支援給付金につきましては、デフレ完全脱却のための総合経済対策により、町民税非課税世帯1世帯当たり3万円、給付加算として、扶養されている18歳以下の子1人当たり2万円、また、町独自事業として、18歳以下の子のいる世帯に対し1世帯当たり10万円の給付業務で、繰越額は2,110万円、財源は、国庫支出金2,062万5,000円、一般財源47万5,000円であります。

第4款衛生費、第1項保健衛生費の保健センター維持管理事業につきましては、保健センター渡り廊下全体の経年劣化に伴う雨漏り修繕で、繰越額は518万5,000円、財源は全額町有施設整備基金であります。

第7款商工費、第1項商工費の物価高騰対策事業につきましては、つながるクーポン第2弾として各世帯へ1万円のクーポン交付になり、繰越額は1,039万4,000円、財源は、国庫支出金238万9,000円、県支出金539万4,000円、一般財源261万1,000円であります。

第8款土木費、第2項道路橋りょう費の社会資本整備総合交付金事業につきましては、町道舗装補修工事で、繰越額は4,480万円、財源は、国庫支出金2,099万1,000円、町債790万円、一般財源1,590万9,000円であります。

同じく町道改良事業につきましては、町道舗装補修工事及び町道用地補償費で、繰越額は1,871万円、財源は、町債1,760万円、一般財源111万円であります。

同じく道路メンテナンス事業につきましては、町道月岡・入間線大入間川橋架け替え工事

などで、繰越額3,290万8,000円、財源は、国庫支出金1,904万5,000円、町債1,010万円、一般財源376万3,000円であります。

第11款災害復旧費、第1項土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業につきましては、町道濁又線及び町道太郎若山線の道路災害復旧工事で、繰越額6,634万円、財源は、国庫支出金4,530万8,000円、町債1,950万円、一般財源153万2,000円であります。

以上、合計7事務事業、繰越額1億9,943万7,000円、財源内訳は、国県支出金1億1,375万2,000円、町債5,510万円、繰入金518万5,000円、一般財源2,540万円であります。

以上、報告いたします。

◎報告第6号

○菅野議長　日程第4、報告第6号　令和6年度西川町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題とし、報告を求めます。

松田企画財政課長兼つなぐ課長。

〔企画財政課長兼つなぐ課長　松田淳一郎君　登壇〕

○松田企画財政課長兼つなぐ課長　報告第6号　令和6年度西川町一般会計事故繰越し繰越計算書につきまして、ご報告を申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和6年度の事故繰越しとして、令和7年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費について、繰越しいたしましたので、同条同項の規定により報告をいたすものであります。

議案書18ページの事故繰越し繰越計算書をご覧いただきたいと存じます。

この事故繰越しにつきましては、令和6年度に、避け難い事故のため令和6年度内に支出を終わらなかった事務事業であります。

第10款教育費、第2項小学校費の小学校施設整備費につきましては、小学校の低学年棟の雨漏り修繕工事を予定しておりましたが、積雪が多く、予定していた作業が進まなかったことにより年度内の完成が困難となつたため、事故繰越しを行うものであります。繰越額は759万円、財源は全額一般財源であります。

第11款災害復旧費、第2項農林業施設災害復旧費の林道災害復旧事業につきましては、林道沼の平線復旧工事中に巨石が発生し、施工方法の見直しのため工法検討に時間を要したこ

とにより年度内の完成が困難となつたため、事故繰越しを行うものであります。繰越額は862万9,500円、財源は、県支出金782万2,000円、一般財源80万7,500円であります。

以上、報告いたします。

◎議案の審議・採決

○菅野議長　日程第5、これより議案の審議・採決を行います。

議第35号　令和7年度6災2506号町道太郎若山線道路災害復旧工事請負契約の締結についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

大泉建設水道課長。

〔建設水道課長　大泉　健君　登壇〕

○大泉建設水道課長　議第35号　令和7年6災2506号町道太郎若山線道路災害復旧工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

本工事は、令和6年7月の豪雨災害により、町道太郎若山線の河川側コンクリートブロック積みが崩壊している場所であります。同年10月に公共土木施設災害復旧事業の災害申請を行いまして、その決定を受け、工事を施工しようとするものでございます。

議案参考資料の2ページ目のほうに記載しておりますけれども、遠藤建設株式会社、千成興業株式会社、株式会社佐藤建設、株式会社石橋組、設楽建設興業株式会社、まるか菅野建設株式会社、月山建設株式会社の7社を指名し、5月26日に指名競争入札を行った結果、西川町大字間沢200番地1、千成興業株式会社、代表取締役、菅野一成が6,770万円で落札いたしましたので、消費税込み7,447万円で契約を締結しようとするものであります。

設計金額は、消費税抜き6,777万円で、予定価格も同額となっております。

工事概要につきましては、復旧の延長が55メートル、大型ブロック積み工が298平方メートル、河川の仮締切り工が68.5メートルなどとなっております。

工期は、降雪期前の令和7年11月28日までとするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議いただき、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○菅野議長　本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第35号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第36号 財産（路線バス車両）の購入についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

吉見町民税務課長。

〔町民税務課長 吉見政俊君 登壇〕

○吉見町民税務課長 議第36号 財産（路線バス車両）の購入につきまして、補足説明を申し上げます。

本議案につきましては、平成23年8月25日に購入いたしました29人乗りのしらゆき5号車が老朽化したことから、29人乗り町営路線バス1台を購入するものであります。

指名業者、予定価格につきましては、お手元の参考資料3ページを併せてご覧ください。

財産の購入に当たり、大平興業株式会社山形支店、山形三菱自動車販売株式会社寒河江店、山形いすゞ自動車株式会社東根営業所、山形トヨタ自動車株式会社寒河江店の4社を指名し、入札通知を行ったところ、太平興業株式会社山形支店、山形三菱自動車販売株式会社寒河江店を除く2社から入札辞退届出の提出があり、5月26日に2社で入札を行った結果、山形市大字漆山字北上原1358番地、太平興業株式会社山形支店が1,340万円で落札しましたので、消費税込み1,474万円で契約を締結しようとするものであります。

設計金額は、消費税抜きで1,350万円、予定価格も同額となっております。

納入期限は、令和8年3月23日としております。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議いただき、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 今回、路線バス、29人乗りを購入ということで、今まで使っているバスが老朽化なったというような説明が今ありましたけれども、今、路線バス、町内を走る路線バスだと思うんですけれども、前にいろんな議論がされたときに、大型バスが必要なん

だろうかというような議論が大分された時期がありました。やはり今の状況、あるいは、山間部の町内の状況を見ますと、やはりもう少し中型、小型のほうがいいんではないかという話があったわけでしたけれども、まずは、引き続き29人乗りのバスを購入した理由をちょっと教えていただきたいというように思います。

○菅野議長 答弁は吉見町民税務課長。

○吉見町民税務課長 ただいまの佐藤耕二議員のご質問にお答え申し上げます。

現在、令和4年3月に策定いたしました西川町地域公共交通計画に基づきまして、車両の更新を行っておる次第です。今後、生徒・児童数の分布状況により、スクールバスの路線、こちらは住民混乗路線となっておりますが、こちらは変更が行われると理解しております。

一方、幹線であります寒河江線、谷地線、さらには、左沢線、月山志津温泉線がありまして、こちらと一緒に同じ車両でローテーションを組んで、現在のところ運行しております。ご存じのとおり、定時・定路線につきましては、乗れない乗客の方はいてはならないということですので、現在のところ29人乗りのバスが必要ということで判断いたしまして、今回更新するものであります。

よろしくお願いします。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 西川町と、それから寒河江市、これは前回も質問しましたように、案分でという形になったわけなんですけれども、寒河江の方を乗せていくと、やはりかなり大型バスでないと無理だというようなこともあるかと思います。そのような意味で29人乗りのバスを購入していくということだと思いますけれども、路線バスとスクールバス合わせて、29人乗りというか、大型バスは何台ぐらいあるか、もし分かれば教えていただきたいと思います。

○菅野議長 答弁は吉見町民税務課長。

○吉見町民税務課長 ただいまの佐藤耕二議員のご質問にお答え申し上げます。

スクールバスは、現在のところ10台あります、うち1台がジャンボタクシー型、もう1台が46人乗りの大型のバスでございます。そのほか8台が29人乗りのバスとなってございます。

一方、路線バスにつきましては、全車両29人乗りでございまして、全部で10台ございます。

以上であります。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） そうしますと、路線バスに限って言えば、10台、今現在あるということで、これは全て29人乗りとの理解ですよね。

先ほど言ったように、もう今現時点では小型化は考えていかないで、大型でずっと進めていくというような考えでよろしいんですね。

○菅野議長 答弁は吉見町民税務課長。

○吉見町民税務課長 ただいまの佐藤耕二議員のご質問にお答え申し上げます。

今後の車両の更新につきましては、先ほど申し上げましたが、西川町地域公共交通計画に基づいて進めてまいりますが、先ほど申しましたとおり、枝線、いわゆる集落を結ぶ路線につきましては、スクールバスと住民混乗という形を現在のところ取っております。よって、児童・生徒数、さらには児童・生徒の分布によりまして、その経路や、さらには車両の台数が変わってまいります。これらを勘案いたしまして、当然ながらスクールバスの車両の更新は検討してまいりることになります。こちらのほうは、まなぶ課、学校側と協議していただきまして、これは車両の管理は町民税務課で行うものでありますので、ご理解ください。

さらに、これらを踏まえまして、先ほど申しました幹線についても同様でございまして、全体の乗車人数を捉えまして、更新計画を具体的に検討していくということになっております。

以上です。

○菅野議長 その他、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 その他、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第36号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第37号 財産（スクールバス車両）の購入についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

吉見町民税務課長。

〔町民税務課長 吉見政俊君 登壇〕

○吉見町民税務課長 議第37号 財産（スクールバス車両）の購入につきまして、補足説明を

申し上げます。

本議案につきましては、平成23年8月25日に購入いたしました29人乗りのスクールバス3号車が老朽化したことから、29人乗りスクールバス1台を購入するものでございます。

指名業者、予定価格につきましては、参考資料4ページを併せてご覧ください。

財産の購入に当たり、太平興業株式会社山形支店、山形三菱自動車販売株式会社寒河江店、山形いすゞ自動車株式会社東根営業所、山形トヨタ自動車株式会社寒河江店の4社を指名し、入札通知を行ったところ、太平興業株式会社山形支店、山形三菱自動車販売株式会社寒河江店を除く2社から入札辞退届出の提出があり、5月26日に2社で入札を行った結果、寒河江市大字寒河江字古河江68の3、山形三菱自動車販売株式会社寒河江店が1,305万円で落札しましたので、消費税込み1,435万5,000円で契約を締結をしようとするものであります。

設計金額は、消費税抜きで1,319万円、予定価格も同額となっております。

納入期限は、令和8年3月23日としております。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議いただき、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 先ほどの購入もですけれども、あと今からもう1件ありますが、辞退というのが結構目立ちます。今までも何か除雪車の購入とか、あのときは何か1社が忘れていましたとかという答弁がありましたけれども、前回の購入のときも辞退という会社がありました。お願いするときに辞退されたのか、入札の時点で来たときに辞退なのか、それによってもかなり違うと思うんです。入札日が同じ5月26日と今説明ありましたけれども、みすみすしないような、大変失礼な言い方ですけれども、2社が同じなわけです、辞退業者が、2案件とも。そこら辺の事情というのは、ちょっと分かれば教えていただきたいと思います。

○菅野議長 答弁は吉見町民税務課長。

○吉見町民税務課長 ただいまの佐藤仁議員のご質問にお答えします。

入札に当たりまして、スクールバスも路線バスも同様でございますが、入札通知の段階で車両の仕様書をご提示申し上げて、入札の通知をしております。その仕様書の中で、その各業者様で、その仕様書に合った車両が準備できないという場合は辞退されると理解しておりますし、辞退届出のタイミングということもございましたが、こちらは入札の前に事前に辞退届を提出しております。

以上でございます。

○菅野議長 その他、質疑ございませんか。

4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 今、佐藤議員からもありましたけれども、同じ業者さんが辞退をしていると。この辞退に対して、仕様書に対応できないという場合は類似品がいいのか、それとも、もう決め打ちでこの車でないと駄目なのかとなった場合は、取扱いしているかどうか分かるわけですよね。ですから、今後、こういった辞退する業者についてペナルティーはないのかどうか。基本的には競争入札なわけですから、それがもう最初から辞退、辞退と来るんであれば、指名する要素がないのではないかというふうに思うわけです。そういう面について、指名審査のほうではどう考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○菅野議長 答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長 今のご質問にお答えいたします。

今のところ当町においては、辞退に対して特別なペナルティーということは考えてございません。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 業者さんが誠実にお答えしてくださっているのかどうか、ちょっとその辺は分かりませんけれども、辞退が、これまでのこういった続くんであれば、指名から外すのが基本的な考え方ではないかというふうに思うわけですけれども。

○菅野議長 答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長 ただいまのご質問、ご提案に関しては、事務の参考にさせていただきまして、今後考えてまいりたいと思います。

○菅野議長 その他、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第37号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第38号 財産（災害時備蓄品運搬車両）の購入についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

荒木総務課長。

[総務課長 荒木真也君 登壇]

○荒木総務課長 議第38号 財産（災害時備蓄品運搬車両）の購入について、補足説明を申し上げます。

本議案につきましては、太平興業株式会社、株式会社新関タイヤ西川営業所、山形いすゞ自動車株式会社の3社を指名いたしましたが、1社から辞退届が出され、2社による入札を5月26日に行いました。その結果、西村郡西川町大字海味646の11、株式会社新関タイヤ西川営業所が、消費税別1,182万7,740円で落札いたしました。このうち消費税課税対象分が1,172万2,610円で、落札金額との差額10万5,130円は、自賠責保険、自動車重量税リサイクル預託金の非課税分となっております。落札額に消費税課税対象分の消費税117万2,260円を加えた1,300万円で契約を締結しようとするものであります。

入札者、設計金額等につきましては、議案参考資料5ページをご覧ください。

設計金額は、消費税抜きで1,215万6,000円、予定価格も同額となっております。

財産購入の概要につきましては、2トンロングのウイングボディー、低床4WDの車両1台で、ウイングボディー内寸は、高さ2.1メーター、幅2.1メーター、長さ4.3メーターとなっております。後部格納式パワーゲート付となっております。この車両に音響機器も装備させる予定であります。

なお、この災害時備蓄品運搬車両は、新しい地方経済生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）という国の交付金の採択を受けており、防災訓練などで訓練用資機材の運搬や有事の際の備蓄品の運搬などに活用し、通常の平時は、町内のイベントや地域の行事など幅広い事業に活用していただきたいと考えているところであります。

なお、納入期限は、令和8年3月30日としております。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 入札とちょっと関係ないと言われるかもしれません、今、使用の目的がお祭りと地区のイベントにも大丈夫だというような話がありました。お祭りでちょうどステージ代わり使って非常に有効に使えるというようなこともありますので、地区にお貸しいただける好条件を今後考えていただいて、使いやすい、有効に使えるようなことを検討

することをお願いです。よろしくお願ひします。

○菅野議長 そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第38号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第39号 西川町文化財保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

設楽まなぶ課長。

〔まなぶ課長 設楽友弘君 登壇〕

○設楽まなぶ課長 議第39号 西川町文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

令和7年2月、議会より、文化財の保全、活用に向けた支援強化に関する提言をいただきました。町としましても、歴史文化伝承の担い手不足を解消する上で、その確保に向けた裾野の拡大のための広報や適切な保存、保存関係者への支援強化を行っていくことが肝要と考えているところでございます。

本条例は、当該支援の強化をすべき保存対象の拡大を求める声などを受けて、現状の指定文化財に加え、指定前に保存すべき段階の文化財として、町や個人が所有し、長く継承されてきた工芸品等を登録することを通じて、価値ある文化財を適切に保存、管理、伝承していくことを目的に文化財の登録制度を新たに設けるため、指定の整備を図るものでございます。

なお、文化財に関する支援は、多くを一般財源に限られておりまして、この登録制度を設けることで新たな財源を確保し、持続可能な文化財保護強化に向けた事業を行っていきたいと考えているものでございます。

それでは、改正内容についてご説明いたしますので、議案書とともに、新旧対照表の1ページから2ページまでをご覧ください。

第1条では、上位法令の改正に併せて引用条項の規定の整備、第8条では、定義に係る規定を加えるものであります。

第18条及び第19条には、登録に係る規定を加え、委任規定を第20条として繰り下げるもの

であります。

なお、一部改正条例については、公布の日から施行するものであります。

以上のとおりですので、よろしくご審議いただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 指定の前に登録をしてということでありますけれども、現在、指定文化財について、町所有でない部分については、その保存なり、保管のために補助等をしているわけです。今回も、今度は登録になった場合もそのようなことを行っていくのか、まずお伺いいたします。

○菅野議長 答弁は設楽まなぶ課長。

○設楽まなぶ課長 ただいまの荒木議員のご質問にお答えいたします。

本登録制度によって登録された文化財につきましては、本条例にございます支援の対象になります。

なお、支援の方法につきましては、今後改めて協議してまいるところでございます。

以上、よろしくお願いします。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 支援はいろんな方法があるわけです。ご相談に乗ったり、あとは、そういういった財政的支援をするということもありますんで、できる限り同じような取扱いをしていただかないと、指定されて登録しても、それを保管するための労力もあるわけですから、その辺を十分酌み取っていただいて、保管、保存をよろしくお願いしたいと思います。

○菅野議長 その他、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第39号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第40号 令和7年度西川町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

松田企画財政課長兼つなぐ課長。

[企画財政課長兼つなぐ課長 松田淳一郎君 登壇]

○松田企画財政課長兼つなぐ課長 議第40号 令和7年度西川町一般会計補正予算（第1号）

について、補足説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,857万8,000円を追加し、総額を90億8,857万8,000円とするものです。

補正の内容は、急に要する事務事業の経費に係る補正及び新しい地方経済生活環境創生交付金の補助メニューである第2世代交付金に係る科目の組替えになります。

初めに、主な歳出について申し上げます。

予算書9ページ、3、歳出をご覧ください。

第1款議会費については、地方自治法第100条第1項の規定によるハラスメント疑惑に関する調査特別委員会経費を追加するものであります。

第2款総務費、1項1目一般管理費については、第三者委員会設置に伴う委員報酬や旅費など、あと職員の公務災害補償費を追加、特定財源については、公務災害基金繰入金2万8,000円を追加するものです。

5目企画費については、新規採用の地域おこし協力隊経費3名分を企業への委託費として当初予算に計上しておりましたけれども、雇用形態を町の会計年度任用職員に変更することから科目を組替えし、また、年度途中の採用であることから予算額を減額するものであります。

11ページ、2項2目賦課徴収費については、株式譲渡所得に係る還付金を追加するものです。

第3款民生費、1項1目社会福祉総務費については、モビリティ一人材育成事業採択に伴う委託料を追加、特定財源については、国土交通省モビリティ一人材育成事業1,409万6,000円を追加するものであります。

第6款農林水産業費、1項4目農業振興費については、令和7年1月からの大雪により倒壊、破損した農業用パイプハウスの復旧資材購入に対する農作物等災害対策事業補助金、中山間地域等直接支払推進事業及び多面的機能支払交付金事業の事務費等を追加、特定財源については、中山間地域等直接支払推進事業費交付金10万8,000円、多面的機能支払推進交付金14万8,000円、山形県農作物等災害対策事業費補助金42万7,000円を追加するものであります。

12ページ、第7款商工費、1項2目観光費については、観光庁オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業の採択による委託費及び補助金等を追加、特定財源については、観光庁オーバーツーリズム事業1,045万円、観光事業貸付金収入1,250万円を追加するものです。

第8款土木費、3項1目住宅管理費については、海味のせせらぎ団地契約解除に伴う代金の返還による公有財産購入費を追加、特定財源については、宅地購入補助の返還金100万円を追加するものであります。

13ページ、第10款教育費、1項3目教育振興費については、帰ってきてけローン返済補助を追加、また、第2世代交付金事業の組替え、特定財源については、帰ってきてけローン返済補助基金繰入金250万円を追加するものであります。

2項1目学校管理費については、5月7日に西川小学校体育館の雨漏り3か所を発見し、子どもたちの活動に支障を来すことから早急な対応が必要であり、屋根修繕費を追加、特定財源については、全額町有施設整備基金であります。

第11款災害復旧費、1項1目町単独土木災害復旧事業費については、町道水沢・岩根沢線の測量設計経費を追加するものであります。

次に、歳入について説明を申し上げます。

7ページ、2、歳入をご覧ください。

歳入につきましては、ただいま歳出の特定財源でご説明を申し上げました各事務事業の実施などに伴い、第14款国庫支出金2,454万6,000円、第15款県支出金68万3,000円、第18款繰入金879万8,000円、第20款諸収入1,350万円をそれぞれ追加し、それでもなお不足する財源4,105万1,000円につきましては、第19款繰越金を充てるものです。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 何点かお伺いします。

ちょっとページ数を行ったり来たりするかもしれませんけれども、ご了承願います。

12ページのせせらぎ団地の購入財産の返還というところ、これちょっともう少し詳しく説明をお願いしたいというように思います。

あと、この前全協で、9ページの一般管理総務費ですけれども、中身いろいろ説明を受け

ましたけれども、例えばどういうふうな調査等をやるか分かりませんけれども、例えばアンケート取るとか、例えば来てもらって聞く場合の、そういう報酬というんですか、費用というんですか、そういうのはこれ盛り込まれていないというように思うんです。2款の総務費です、1,493万3,000円の中に。そこら辺というのは想定していないのかどうかです。

あともう一つ、この予算書を見る限り、この前4月の臨時議会のときにハラスマントの条例が提案されまして、そのときに、第三者委員会、第三者による相談窓口、これをたしか9条だかで載せています。そういう第三者を想定した場合に、弁護士とか公証人とかになるわけでしょうけれども、それは費用が発生すると思うんですけれども、今回のこの補正予算にはそういう類いのものがちょっと見当たらないということは、今はまだそれを想定していないという解釈でよろしいのかどうかちょっとお聞きします。

○菅野議長 答弁は大泉建設水道課長。

○大泉建設水道課長 私からは、佐藤仁議員から質問ありました1点目の質問について回答申し上げます。

今回の買い戻す土地につきましては、平成16年に西川せせらぎ団地分譲宅地として現在の土地所有者が購入したものであります、土地所有者により、土地を購入したものの建物を建築する予定はなく、買い戻していただけないかと以前から相談があったところでございます。

町としましては、今ある新たな提案型住宅用地が必要だと認識しております、その当該用地が、今回の用地が、保育園や小学校、町立病院と近接しているという立地であったことを加味いたしまして、提案型住宅用地として適格と判断したため、今回買い戻すものでございます。

○菅野議長 次の2つの答弁について荒木総務課長。

○荒木総務課長 2点ご質問がありましたので、お答えいたします。

2点目ですけれども、第三者調査委員会の費用の中にアンケート等の費用ということでございますが、全員協議会でご説明した際の報酬等の考え方については、第三者調査委員会の委員がまだ推薦されていない段階の考え方、県弁護士会からの情報とか、類似事例からの調査で得たものを基にして予算を設定したわけでございます。ですので、調査のやり方、アンケートの取り方がいかようになるかは今後になりますので、必要な費用につきましてはご提案申し上げることになろうかと思いますけれども、現在、どのような形で調査されるかということは判明してございませんので、その辺の費用は今のところ盛り込んでいないということ

とでございます。

3点目でございますけれども、第三者相談窓口の費用いかんということにつきましては、現在、その第三者相談窓口、簡単に言えば外部相談窓口です、そちらについては、どのような設置方法がよろしいのか検討している最中でございますので、成案まとまりましたら皆様方にご説明申し上げ、必要な経費につきましては補正予算等で対応してまいりたいというよう考へておるところでございます。

以上です。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） まるきり今の予算ですと、弁護士さんに支払うお金がほとんどということなので、その他の経費というのは盛り込まれていないとなれば、それをしないと前に進まないという面もあるわけです。お願ひしても、今度別なものでどんどん進めるには、そういうお金がかかってくるということなので、それがまたすぐ臨時議会等を開いて補正予算を提示するのか、それしかないわけです。9月まで待つということになるのか分かりませんが、あと、第三者の窓口です。これなんかやっぱりスピードーに、ああいう条例できちんと、町の窓口プラスでやって、条例でわざわざ第三者の窓口とつけているわけですので、それはやっぱり早めに、使われるか使わない、使われないことに越したことないわけですけれども、やっぱり予算組みをして頼むというのは、やっぱりある程度スピードーにやっていただきたいなと。決まればやっぱり、予算が決まればお示しをお願いしたいというふうに思ひます。

それと、すみません、議長、先ほど質問するのを1点忘れました。よろしいでしょうか。

1つ項目あるんで。

○菅野議長 どうぞ。

○5番（佐藤 仁議員） 13ページの教育費で、西川小学校施設の雨漏りとあります。先ほど繰越明許で、雨漏りが雪等でできなくてということがありました。それで、今の説明ですと3か所ほど雨漏りがあるというようなことで、それは、繰越明許のほかにまた発生して、それを直さざるを得ないというようなことの予算組みなのか、そこだけお願ひします。

○菅野議長 答弁は設楽まなぶ課長。

○設楽まなぶ課長 ただいまの佐藤議員のご質問にお答えいたします。

本補正予算につきましては、さきの修繕した場所と別のところでございまして、体育馆、小学校の体育馆のほうの雨漏りになります。

どうぞよろしくお願ひします。

○菅野議長 仁議員、あとよろしいですか。

あと質問はいいですか。

○5番（佐藤 仁議員） もうないです。

○菅野議長 あと質問はいいですか。

○5番（佐藤 仁議員） 質問はいいですけれども、

。

○菅野議長 荒木総務課長、お願ひします。

○荒木総務課長 外部相談窓口の設置に関しては、いろんな方法があると思います。知見を有する弁護士さんとか臨床心理士さんに頼む方法のほかに、民間サービスでカウンセリングをしたり、ハラスマント対応で法的な対応ができる、リーガルチェックができるサービスを開いている事業者さん、民間事業者さんもおりますので、その辺りも含めて、現在、鋭意調査中でございますので、成案まとまりましたらご報告申し上げたいというように考えてございます。

○菅野議長 そのほか質疑ございませんか。

8番、佐藤耕二委員。

○8番（佐藤耕二議員） 9ページの今質問があった第三者委員会のことなんですけれども、第三者調査委員に関しましては、報酬が1,442万6,000円、旅費が35万6,000円、委託料が12万3,000円、これ先日の全協でお聞きしました。合わせますと1,490万5,000円というふうになるわけですけれども、この補正予算の説明書を見ますと、設置に伴う経費の追加や地域おこし協力隊経費の組替えなどでするんだというようにありますけれども、この地域おこし協力隊は、先ほど説明がありましたように、これは3名分が会計年度任用職員というようなお話をあったわけですけれども、ちょっとこの辺の状況、もう少し詳しく教えていただければと思います。

○菅野議長 答弁は松田企画財政課長兼つなぐ課長。

○松田企画財政課長兼つなぐ課長 ただいまご質問ありました協力隊につきまして、ご説明を申し上げます。

当初予算では、協力隊経費を企業への委託という形で予算計上していた部分、3名分あつたんですけども、その3名分を、今回の補正については町の会計年度のほうに雇用形態を変えるということで、今回補正予算については委託料を削減して、報酬、あとは、それぞれに係る経費部分を今回補正で、具体的には雇用保険であったり、社会保険料であったり、あ

とは事務費等々を、あとは車のリースとか、そういう経費の部分を新たに追加させていただいたという中身になっております。

ですので、それで、しかも年度途中の採用でありましたので、5月12日と6月1日からの方々でしたので、1か月、2か月分、その分は削減できるということで、今回の補正で、全体の協力隊経費から幾らか削減をさせていただいたというふうなことで、予算の組替え、協力隊経費の組替えをさせていただいた補正の内容になっております。

以上です。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） ちょっと私ちょっと勘違いしておりました。第三者委員会設置に伴う経費を地域おこし協力隊経費との組替えでやるのかなと思っておりましたけれども、これは全く別なものだということなんで、大変失礼しました。

○菅野議長 その他、質疑ございませんか。

7番、大泉奈美議員。

○7番（大泉奈美議員） 7款の商工費についてお尋ねをいたします。

先ほどオーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光地事業ということで、この中に詳細がありましたけれども、委託料、あとは観光施設整備事業補助金、あとは貸付金、委託料はどこに委託をして、観光施設はどこの施設で、貸付金はどこに貸し付けるのかということを1点と、あと、町で考えるオーバーツーリズムはどういうふうなことで、全国的にはいろいろ話題にはなっておりますが、町ではオーバーツーリズム未然防止をどのようにお考えなのかについて、以上、2点についてお尋ねをします。

○菅野議長 答弁は柴田観光課長兼かせぐ課長。

○柴田観光課長兼かせぐ課長 大泉議員からご質問を頂戴しまして、ありがとうございます。

こちらのオーバーツーリズム事業につきましては、正式には、地域一体型という観光庁さんのほうのオーバーツーリズムの未然防止に係る事業の計画を立てまして、採択を頂戴したものになります。現在、進捗といたしましては、現在交付申請を行っているところで、交付決定が間もなくなされるというものです。

概要から申し上げますと、全国でこの地域一帯型のほうは30余りの自治体などが採択を受けておりまして、その中の1つで、山形の中では当然蔵王さんとか、あと銀山で有名な尾花沢市さんとか、それに加えて、飯豊町さんの水没林の関係と今回は西川町という、県内は4つの自治体が取らせていただきまして、今回、西川町でも新たなチャレンジとして挑戦をし

まして、こちらの補助金を取らせていただいたものになります。

中身になりますが、当然まだ委託先については、現在まだ交付決定を受けておりませんので、これからになるということにはなるんですけども、この補助金、大きく6つの事業内容に分かれております。詳しくはなかなか申し上げませんけれども、例えば渋滞の規制緩和とか、あとは、観光地に多く訪れる、うちの町で言うと一番渋滞するのが月山のスキー場エリア、登山エリアになるわけですけれども、そちらから町の違うところにお客さんを誘導するような分散をさせましょうというような事業とか、また、その混雑しているときの状況をきっちりAIなども使いながら可視化しましょう、ちゃんと分かるような形で分析しましょうというような中身でございます。前段に、そのオーバーツーリズムに対する計画なども立てましょうといったような中身の6つの事業に分かれております。

その中で、基本的には2分の1の補助金になる組立てではあるんですが、一部10分の10の補助もあるんですけども、基本的には2分の1の補助金になりまして、それぞれの事業を町で実施するものもありますし、また、例えば月山エリアですので、月山のエリアを持ってる月山環境整備運営協議会という協議会がありまして、こちらのほうで実施する事業もありますし、また、その他の事業者さんに委託をするという部分がこの中に含まれているというものになります。

ちょっとその委託に関してはこの後になるわけですけれども、そちらをやっていくという考え方で、今回は、2点目になりますけれども、考え方としましては、一番西川町で混み合う月山のスキー場、月山の登山エリアのオーバーツーリズムと、そこからさらに分散して、月山湖エリアとか大井沢エリアとかに少し分散もさせるよういろいろな対策を取っていくという中身になります。

よろしくお願ひいたします。

○菅野議長 7番、大泉奈美議員。

○7番（大泉奈美議員） 課長の説明、これから採択、はっきりと採択になって、自治体が、採択にはなったんですが、具体的にはこれからの事業であるということが分かりました。

オーバーツーリズムは、やはり月山公園線から姥沢駐車場、今後、今はまあまあ何とかなっていますけれども、これから紅葉シーズンになりますと、非常にあそこ道路の脇に駐車して大変になってくるというのが、やはり町で考えるオーバーツーリズムかなというふうに思います。シャトルバスという点も、来たのにどこかに行けと言われるのはやっぱり嫌なので、どうしても月山に行きたいというふうにお客様考えると思いますので、シャトルバスとかそ

ういったことも考えながら、その対応策を考えていただきたいというふうに思います。

○菅野議長 その他、質疑ございませんか。

6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 10ページの、先ほど議論になった地域おこし協力隊ですけれども、企業に委託していた3人が、町に今年から、途中からですか、会計年度になったということですけれども、この企業の委託先は名前を教えてもらえませんか。

○菅野議長 答弁は松田企画財政課長兼つなぐ課長。

○松田企画財政課長兼つなぐ課長 ただいまのご質問についてお答えいたします。

ちょっと私の説明不足だったかもしれないですけれども、まだ委託していない、今回5月12日と6月1日から採用する協力隊の予算について、当初予算では委託費にしか予算措置がなかったものですから、今回の補正で会計年度任用職員として雇えるような予算措置をしたことですので、予算が委託にあったということになりますので、まだその委託先とかそういうのがない状態でありましたので、今回予算を動かしていただいたという内容になっています。

以上です。

○菅野議長 そのほか質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○菅野議長 質疑なしと認め、討論を省略し、採決します。

議第40号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○菅野議長 日程第6、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付しております議員派遣計画に基づき、派遣することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○菅野議長 異議なしと認め、議員派遣については原案のとおり決定しました。

◎閉会中の継続調査申出

○菅野議長 日程第7、閉会中の継続調査申出を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、お手元に配付しております閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

◎閉議・閉会の宣告

○菅野議長 以上で、本定例会に付議された事件は全て終了しました。

会議を閉じ、令和7年西川町議会第2回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時49分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

署　名　議　員

署　名　議　員